

第二百一十一回国

参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会会議録第三号

令和五年三月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月八日

岸 真紀子君

補欠選任 吉田 忠智君

三月十五日

大家 敏志君

補欠選任 加田 裕之君

酒井 庸行君

山本 啓介君

勝部 賢志君

森屋 隆君

秋野 公造君

竹内 真二君

出席者は左のとおり。

委員長 三原じゅん子君

理事 青木 一彦君

江島 潔君

林 芳正君

高野光二郎君

岡田 直樹君

高橋はるみ君

吉川ゆうみ君

石橋 通宏君

長峯 誠君

矢倉 克夫君

柳本 顕君

清水 貴之君

木村 次郎君

青山 繁晴君

柳本 次郎君

朝日健太郎君

柳本 次郎君

有村 治子君

柳本 次郎君

今井絵理子君

柳本 次郎君

上野 通子君

中西 渉君

白井 正一君

中西 渉君

加田 裕之君

水野 敦君

高橋 克法君

水野 敦君

中西 祐介君

水野 敦君

本田 顕子君

望月 明雄君

内閣府北方対策本部審議官 伊藤 信君

外務省大臣官房審議官 岩本 桂一君

外務省大臣官房審議官 中村 和彦君

外務省大臣官房審議官 原 圭一君

外務省大臣官房参事官 中村 仁威君

外務省北米局長 河邊 賢裕君

外務省国際協力局長 遠藤 和也君

財務省大臣官房参事官 緒方健太郎君

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 佐々木昌弘君

水産庁資源管理部長 藤田 仁司君

国土交通省大臣官房審議官 石坂 聡君

国土交通省大臣官房技術審議官 河野 順君

観光庁審議官 池光 崇君

環境省大臣官房審議官 針田 哲君

防衛省大臣官房審議官 北尾 昌也君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○令和五年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、令和五年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、令和五年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

○政府開発援助関係経費、内閣府所管(内閣本府局)及び沖縄振興開発金融公庫)

○委員長(三原じゅん子君) ただいまから政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、岸真紀子君、秋野公造君、勝部賢志君、酒井庸行君及び大家敏志君が委員を辞任され、その補欠として吉田忠智君、竹内真二君、森屋隆君、山本啓介君及び加田裕之君が選任されました。

○委員長(三原じゅん子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府政策統括官水野敦君外十六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三原じゅん子君) 去る十三日、予算委員会から、三月十六日の一日間、令和五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、政府開発援助関係経費、内閣府所管のうち内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部及び沖縄総合事務局並びに沖縄振興開発金融公庫について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。審査を委嘱されました予算について順次政府から説明を聴取いたします。林外務大臣。

○国務大臣(林外務大臣) 令和五年度政府開発援助に係る予算案について、その概要を説明いたします。

令和五年度一般会計予算案のうち、政府開発援助

助に係る予算は、政府全体で対前年度比一・七％増の五千七百九億三千七百三十五万三千円となっております。このうち、外務省所管分については、対前年度比〇・〇〇四％増の四千四百二十八億四千八十七万七千円となっております。

ODAは積極的な日本外交を進める上で最も重要な政策ツールの一つです。ODAの一層の拡充及びその戦略的、効果的な活用を通じて、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組をより一層進めていきます。また、気候変動を始めとする環境問題や国際保健を含む地球規模課題への対応や、SDGsの達成に向けた取組を主導していきます。

次に、協力の形態ごとに概略を御説明申し上げます。まず、無償資金協力については、外務省として、対前年度比〇・一％増の千六百三十四億三百万円を計上しております。

政府全体の技術協力については、対前年度比四・四％増の二千五百九十一億二千三百八十二万一千円となっております。このうち、外務省所管のJICAの運営費交付金等は、対前年度比〇・一％増の千五百十八億五千百万円を計上しております。

政府全体の国際機関への分担金、拠出金については、対前年度比二・一％減の九百九十五億七千五百三十二万二千円となっております。このうち、外務省所管分については、対前年度比一七・四％減の五百十三億三百九十九万五千円を計上しております。

有償資金協力の出融資については、対前年度比三三・四％増の一兆八千九百四十億円を計画しております。

以上が令和五年度ODAに係る予算案の概要です。

なお、令和四年度補正予算におけるODA予算は、政府全体で三千四百四十四億二千二百四十五万五千円となっております。このうち、外務省所管分については、二千四百八十一億七千七百七十七万三

千円となっております。

令和五年度ODAに係る予算案について、三原委員長始め、理事、委員各位の御理解を心からお願い申し上げます。

○委員長(三原じゅん子君) 岡田沖縄及び北方対策担当大臣。

○国務大臣(岡田直樹君) 令和五年度沖縄振興予算及び北方対策本部関係予算について、その概要を説明いたします。

初めに、沖縄振興予算について説明いたします。

令和五年度の沖縄振興に関する予算の総額は、二千六百七十九億五百万円となっております。

今回の予算案では、昨年五月に策定した強い沖縄経済実現ビジョンの具体化に向け、農水産業・加工品分野において農林水産物・食品の販売力強化支援、科学技術・産学連携分野において沖縄型スタートアップ拠点化の推進等の予算を新たに計上しているほか、沖縄の子供の貧困対策等を増額して計上しました。

このほか、公共事業関係費等、沖縄振興一括交付金、沖縄科学技術大学院大学、OIST学園関連経費、沖縄健康医療拠点整備経費、北部及び離島の振興、沖縄振興特定事業推進費等の予算についても、引き続き、各事業がしっかりと推進されるよう、国として必要と考える所要額を計上しました。

続きまして、北方対策本部関係予算について説明いたします。

内閣府北方対策本部関係の令和五年度予算は、若年層への啓発の強化などに重点化し、総額十七億百万円となっております。

このうち、北方対策本部に係る経費は二億一千三百万円であり、若者自らによるこれからの時代に適した啓発手法の検討や実施のための経費等を計上いたしました。

また、独立行政法人北方領土問題対策協会に係る経費は十四億八千八百万円であり、様々なメディアを活用した広報啓発のための経費等を計上

いたしました。

以上で、令和五年度の沖縄振興予算及び北方対策本部関係予算の説明を終わります。

よろしく願います。

○委員長(三原じゅん子君) 以上で予算の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○青山繁晴君 皆様、おはようございます。今日も、主権者の方々におかれては、わざわざ傍聴に来ていただき、心から感謝申し上げます。今日も、ただ国益のためにこそ、今日はとつても短い時間で十四分なんです、質問いたしたいと思えます。

今年一月に七か国を回りました。発言の自由、それから行動の自由を確保するために、あえて全部自費で自主的に回ったわけです。そうすると、当然、現地の日本の関係者からも率直な話を聞くことができます。

その中で目立ったのが、本当の僕の出張の目的は核セキュリティで、ODAと関係余りないんですけれども、現地の日本の関係者から、日本がODAを最近ずっと減らしてきたために日本の影響力が目に見えて落ちたという話を複数の国で聞きました。同時に、だから中国にやられっ放しになっていると、よく聞く話を現地でも聞いたわけです。よく聞くというのは、日本の例えば報道などでも似たような話がよく聞かれると思うんですよね。

それで、帰国しまして、具体的にデータを外務省の協力もあって調べてみますと、実は減っていないんですよ。例えば、この十年ぐらいは増えていきます。ざっと、例えば十年で見ると右肩上がりになっているわけです。

それから、中国にやられっ放しという話もよく聞かれますけれども、この中国はちょっと厄介で、まず、OECDの中でODAを出す立場になくて、いまだにもらう立場になっているという奇

妙なことがあります。したがって、単純比較はできないんですけども、一応中国の対外援助支出なる項目と日本のODAを比べてみますと、例えば二〇二一年でいうと日本の方が七倍あるんですよ。

それを考えますと、実は、数字で減った、国民の血税をたくさん使うことをやめた、その背景に、国民の中から不肖私のところにも、ODAを始め外国にばかりサービスするんじゃないかと、もつと国民に支出してほしいという声をよく聞きます。それが相まって、私も何となく日本のODAは減ったように思っていたけれども、実は減っていない。

だから、違う言葉で言えば、税金使っちゃんとODAを増やしているんだけど、存在感がどんどん薄れている。それから、中国の不透明な対外支出に負けている現状があるのではないかと、思うんですが、まず基礎的なデータを政府参考人からお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。

まず、OECDによりますと、日本の二〇二一年のODA実績は、無償資金協力、技術協力、政府貸付け等及び国際機関への出資、拠出を合わせて約百七十六億米ドル、すなわち約一兆九千三百五十六億円ということになっております。二国間の政府貸付け等が大宗を占めるということが特色でございます。

一般会計当初予算のODA予算は、一九九〇年代と比べて大きく減ってはいるということはあるものの、政府貸付け等の計上方式が二〇一八年から改められるということも背景といたしまして、二〇二一年のODAの実績はアメリカ、ドイツに次いで第三位ということになっておるというところでございます。

これに對しまして、今委員御指摘のとおり、二〇二一年の中国の対外援助支出実績は、中国財政部の二〇二二年の発表によれば百九十八億六千万

円、すなわち日本円で申し上げますと約三千三百

八十億円ということになっているということでございます。

ただし、これも委員御指摘のとおりですけれども、中国財政部の発表の言う対外援助の範囲、対象国別の実績、具体的な案件の概要等々、詳細な情報は明らかにされていないということもございまして、不透明な点が多いということがございまして、また、中国はOECD開発援助委員会のメンバーではなくて、我が国同様の国際的な基準にのっとった援助データの報告を行ってはならず、その点でもODAの総額を比較するということができないということかと思っております。

なお、様々な研究等によりまして、中国は特に二〇一〇年代に中国輸出銀行や中国国家開発銀行を通じて融資を急増させ、途上国の対中国の公的債務は大きな規模になっているといったようなことは承知しておるところでございます。

○青山繁晴君 今外務省から丁寧な説明いただきましたけれども、一言で言えば、不肖私を感じて、あるいは把握した事実とほぼ同じということでありますよね。

そうすると、林外務大臣にお尋ねしたいのは、まず、じゃ日本のODA、もう一度言いますが、国民の税金をこれだけ使っていて、諸国回ると、中国と比べると存在感がほとんど埋没していく、では一体どうすればいいのか、ODAをどうすればいいのかということをお尋ねいたします。

○国務大臣(林芳正君) このODAでございますが、開発途上国との良好な二国間関係の構築、また日本が国際社会において主導的役割を果たす上で最も重要な外交ツールの一つであります。その在り方について、まさに今現在、開発協力大綱の改定を進めておりまして、議論を深めているところでございます。

今お話のあったようなこの中国を含めた振興ドナー、これが存在感を強める中で、我々としても、やはりこのODAの戦略的活用、これを一層進めなければならぬと思っておりますし、引き続き様々な形でODAを拡充して外交的取組の強化、これに努めていきたいと思っております。

同時に、この民間企業とか、それからODA以外の公的資金を扱う国内機関、こういうところややはり連携を強化して、同志国を含む開発協力の様々な主体とも連携をする、そういうことを通じてより効果的な開発協力、これを追求していかなければならないと思っております。

今委員からも御示唆がありました厳しい財政状況の中で、やはりODAが日本の利益につながっているんだということ、これをやはり国民の皆様にも御理解をいただいで支持を広げることが大事でありますから、やはりこの日本にとつてどういう利益があるのかということ、これを分かりやすくやはり説明していく必要がこれまで以上に求められているところでございまして、ODAの広報というのも一層効果的に実施をしていきたいと思っております。

○青山繁晴君 今大臣から分かりやすく説明していくべきだということがありました。それにしても、何せあと六分しかないんで余りやり取りできないんですが、一点だけ、不肖私の経験に基づいて一例を申し上げますと、ラオスの村にこのときは鳥インフルの状況を調べに行っていたわけですが、そのとき、私はまだ民間の専門家でありましたが、そのときに日本が小学校を建てて、最初、日本語や英語の読み物も供与したと。ところが、私が行ったときにはもう小学校の窓ガラスは全部破れてしまっていて、日本語の読み物も英語の読み物ももうほろほろで、子供たちはそれでも手にしていましたけれども、なかなか読みにくい状況だった。ところが、その後、日本の援助はそこで止まってしまっていて、中国がやってきて、窓ガラス全部入れて、古くなった本は全部捨てて中国語の本にして、ラオスの子供たちは自国語よりも中国語を勉強するということが行われた。現在も進行中だと理解しております。

これは一言で言うと、日本は最初はやるけれども後が続かないと、その問題がありますので、ちよつと予定外の質問ですけど、できれば一言、

大臣、見解いただけますか。

○国務大臣(林芳正君) 大事な一例をお示しいただいたというふうな思っております。

いろんなケースにおいて、一回つづつたその後、その後もフォローアップといましようか、そういうところにも意を用いていく、これ当然のことであろうと思っておりますし、やはりよく顔が見えるところ、大変もつたない話だと思っておりますね、我々がつづつておきながらと。

そういうこともありますので、しっかりと今までもやってきていると思えますけれども、更にそういったフォローアップというのは意を用いていきたいと考えております。

○青山繁晴君 御答弁ありがとうございます。次の質問に移ります。

今、ウクライナ戦争のために、日本とロシアの間の接触、交流は全く途絶えています。それは、明白な侵略でありますから、欧米社会の制裁と、日本も当然、民主主義国家として歩調を合わせていきます。

ただ、本当にそれでいいのかということをお聞きしたいんです。というのは、島民だった方々、これメディアや国会審議でも元島民と言っていますが、こんな言葉はもうやめにしませんか。元島民じゃないです、今も島民なんです。それがロシアの不法占拠によって住むことができないだけありますから。この島民だった方々の平均年齢は今八十七・四歳になっています。

実は、国際社会の本来の常識ですと、領土を奪われた国があれば、その奪った国が違う方角で戦争を始めれば領土奪還へ動き、奪った国は警戒するわけですよ。しかし、日本は戦争で領土を取り戻すことはしません。したがって、交渉においてこういう時機を見逃さないということをやるべきです。

そうしますと、国際社会で一致しているロシアへの制裁を崩すことなく、しかし、日本は日本で交渉を行う方途はやっぱり探るべきだと思うんです。

す。そうしますと、ロシアはもう非常に孤立して追い詰められていますから、まず交流の一番大事なこととして、島民だった皆さんの墓参の再開だけでも制裁は維持しつつやるべきじゃないでしょうか。外務大臣にお答え願います。

○国務大臣(林芳正君) このロシアによるウクライナ侵略、これ国際秩序の根幹を揺るがす暴挙でありまして、引き続き、強い制裁含めて毅然と対応してまいります。

その上で、今お話のありました北方領土問題、これ日口間の最大の懸案であります。政府として、この北方領土問題を解決して平和条約を締結すると、この方針を堅持していくという考えに変わりはないわけですが、ロシアによるウクライナ侵略によって日口関係厳しい状況にあり、今この時点でこの平和条約交渉の展望について具体的に申し上げる状況にないということは御理解いただきたいと思っております。

政府として、今お話のあった御高齢となられた元島民の方々の思いに何とか応えたいという考えに変わりはなく、北方墓参を始めとする四島交流等事業の再開、これは今後の日口関係の中でも最優先事項の一つであります。ロシアによるウクライナ侵略を受けた日口関係の悪化、また新型コロナウイルスの影響によって三年間実施できていないわけでございます。一日も早く再開できるような状況となることを強く期待しております。北方墓参を始めとした事業について、ロシア側と相互の大使館等を通じて外交上のやり取りを行っておりますので、引き続き、特に北方墓参に重点を置いて適切に対応してまいります。

○青山繁晴君 済みませんが、今、林大臣におかれても行政官の作った文書に基づいて元島民とおっしゃいましたので、できれば今後お考えいただきたいと思っております。

最後に、北方担当大臣でいらつしやる岡田大臣に、島民だった方々のお気持ちを踏まえてお言葉いただけるでしょうか、答弁いただけるでしょうか。

か。
○国務大臣(岡田直樹君) 私も、御高齢になられた方々の思いに何とかお応えしたいという強い思いを絶えず抱き続けているということをまず申し上げたいと思います。

大臣就任後の昨年九月に根室を訪問した際にも、意見交換の中で、何とか募参だけは実現してほしいと、こういう切実なお訴えをいただきました。北方募参を始めとする事業の再開は、今後の日口関係の中でも最優先事項の一つでありまして、一日も早く事業が再開できるような状況となることを待ちつつ、岸田総理が先般参議院予算委員会でも答弁したように、北方四島交流等事業のうち、特に北方募参に重点を置いて適切に対応をしてみたいと考えており、必要な準備を着実に進めてまいりたいと存じます。

○青山繁晴君 終わります。

○石橋通宏君 立憲民主・社民の石橋通宏です。今日は予算の委嘱ということで、両大臣、よろしくお願いたします。

もう時間ありませんので早速質問に入りますが、まず開発協力大綱の改定問題について、昨年の十二月七日の本委員会、大臣所信質疑の際に林大臣にもこの件確認をさせていただきました。

市民社会、団体の皆さんからかなり強い批判が出ていたこと、余りに拙速、唐突な大綱の改定作業だと、国益むき出し、軍事の更なる進展があるのでないか、そういった懸念についてこの場で議論させていただいて、市民社会の皆さんの声もしっかりと聞いて丁寧に議論を進めていくと大臣約束をいただいたのですが、資料の一、御覧ください。

そのすぐ後に有識者会合の報告書が出されたわけですが、市民団体の皆さんから強い抗議、警鐘とされていますが、これはもう明らかに強い抗議です。結局は、国益が更にむき出しになった方向性での報告書、さらには、軍、軍人、軍関係者に対する更なるODAの利用の道が開かれる。大臣、何でこんなことになるんでしょうか。

あれだけ、この場でも指摘をさせていただいた、本来我が国があるべきODAの姿をむしろ追求していかねばいけない、二〇一五年改定の反省を含めて時間掛けて協議しなければいけないと言っていたにもかかわらず、市民団体、NGOの皆さんから、ODAの大切な担い手であるという皆さんからこれだけ強い批判が出てくる。大臣、これ、やつぱり拙速過ぎるのではないのでしょうか。市民団体の皆さんからこういう強い抗議が出されるような改定はしてはいけないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 我が国がODAによって開発協力を行う目的、これは一義的には国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的貢献することでありますが、これはグローバルな利益への一方的な貢献ということではなくて、我が国自身の平和と繁栄といった国益の確保にもつながるものだと考えております。先ほど青山委員の御質問でもありましたように、やはり国民の皆様への御理解、こういうものが大変大事になってきているというのは先ほどお答えしたとおりでございます。

SDGsは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標ということでありますが、この達成のためにも、国際協力への取組を一層加速していくことに加えて、国内における経済、社会、環境分野の諸課題、これも国際社会全体の課題として取り組む必要があると思っております。そういった意味で、開発協力大綱の改定に当たっても、ODAの戦略的活用を通じて国際社会への貢献、そして日本の国益の双方の実現、これを追求していかねばならないと思っております。

○石橋通宏君 大臣、是非、この場合は政治家同士の、ODAのあるべき姿について、せつかくの場ですので議論させていただきたい。ちよつと今、官僚がお作りになった答弁書読まれましたけれども、ちよつと質問させていただいた内容と必ずしも一致しない答弁ではなかったのかと思えます。

市民社会、市民団体の皆さんがこれだけ強い警鐘を鳴らされている、懸念の声を上げていて、そういう改定でいいのでしょうかと大臣にお聞きをされているわけです。市民団体の皆さんが大切なODA実践のパートナーである、現地で多くの皆さんが奮闘いただいている、そういう声に、大臣、耳を傾けなくてよろしいのでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 少し回りくどい言い方をしたかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、このまさにグローバルな利益の一方的貢献ということだけではなくて、我が国自身の平和と繁栄といった国益の確保、これにもつながるということを申し上げたところでございます。

そういった意味で、まさにこの両方をしっかりと、国際社会への貢献と日本の国益の実現という双方を追求していくことが矛盾をしないということとを申し上げました。それは、このNGO、そして先ほどお示しいただいた資料の中に、当然のことながら国際社会への貢献が大事だというような御主張があるわけでありまして、そのことにしっかりと耳を傾けながら、そして日本の国益の実現という双方、これを追求していくということでは決して双方矛盾することではないという、そういう趣旨で申し上げたところでございます。

○石橋通宏君 大臣、違ふと思えます。我が国の伝統的なODAというのは、裨益国の国民の命を守るんだと、そこに貢献するのであるということを前面に打ち出した、先ほど青山委員は中国との比較もされました、それが決定的に違ふところだったという評価を受けてきたんです。それが、二〇一五年大綱の見直しから、むしろ今大臣が答弁されたようなODAに変質をしてみました。

に出てくるようなODAに変質をしてみました。これ、私も各地お邪魔すると、そういう声を聞かせていただきます。日本のODAが変質したのではないかという点、ここは大臣、強く懸念持たれた方がいいと思います。それをまさにNGOの皆さん、市民社会団体の皆さんが警鐘を鳴らされているわけです。脆弱な立場にある人々の命を救う

という開発協力の本来の目的が果たせなくなってしまうと。大臣、こういう声にちゃんと向き合ってください。

今各地でヒアリング等をしていただいています。結局、大臣、そういったヒアリングの市民社会の声、これを受けて大綱を最終的にまとめたいただけるのでしょうか。結局は形だけ、聞くだけ、でも有識者会合の報告書と変わらないものが大綱として出てきたら、結局は市民社会の声聞いていないことになりませんか。

大臣、市民社会の声を聞いて、これからしっかりと、拙速な議論ではなく本来の目的に合致したODAをまとめて、ODA大綱の改定、時間掛けて進めていただく、約束いただけませんか。

○国務大臣(林芳正君) まさに、このお示しいただいた資料で、この代表を務めておられる稲場氏は有識者懇談会のメンバーでもあって、その場で何度か御議論を聞く機会もあつたわけでございます。したがって、この有識者報告書もそうだと思いますが、我々が今後作るこの大綱というものも、このNGOを始めとした市民団体の皆様の御意見も含めて各界各層の意見を丁寧に聞いて、そしてまとめていくものだと、こういうふう認識をしております。

○石橋通宏君 そのメンバーとして参加をされていた稲場さん始め皆さんが警鐘を鳴らしているわけです。大臣、それを無視してはいけないと思えます。その現実をちゃんと見てください。メンバーとして参加したけれども、残念ながら意見が反映されていないと、だからこういうペーパーを出されているんです、皆さん、団体で。だから、今の答弁は違ふと言わざるを得ません。

結局、これ本当に最終的にこれからまだ時間掛けて是非議論していただいて、しっかりと市民社会、NGOの皆さん、大切な一翼を担って、本当に紛争地域も含めて現場で御奮闘いただいている多くのNGO、市民社会の皆さん、声聞いてください。それを反映した今後の議論に是非してください、大臣、責任持って。それを強く重ねて申し

委員長、お取り計らいをお願いします。
○委員長(三原じゅん子君) 後刻理事会で協議いたします。

○石橋通宏君 いや、これずつとこの二年聞いてきたので、知らないなんて答弁逃げられないはずなのですが、今回も事前にこの件についてはお聞きするということで政府参考人の出席もお認めをさせていただいておりますのでそこで答弁をいただかなければいけないと思うのですが、調べてちゃんと提出をしてください。

我々が聞いている情報では、行かれるたびに現地大使館が便宜供与をされているというふう聞いています。一方で、大臣、個人だというふうには逃げられる。これ、ミャンマー国民の皆さんは全くそういうふうな受け止めをされておられません。日本を代表する日本ミャンマー協会の会長という受け止めをされて、だから、こういう報道が出ると、もう日本が国軍を支援しているのだというふうな受け止めで強い批判が出ているわけです。

大臣、これ個人の話ですということではない。それだけ多くのマイナスイメージが、我が国とミャンマーの、今本当に苦しんでおられる国民の方との関係において大きな負の影響を出している。外務大臣、何らかのイニシアチブ、対応されるべきではないですか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、個人としての受章について政府としてコメントする立場にはございませんが、その上で申し上げますと、日本政府として一昨年二月のクーデターの正当性を認めないという立場には変わりはないわけでございます。

そうした立場を私自身繰り返し明らかにしておき、おきまして、引き続き、ミャンマー国軍に対して、暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復、これを求めていく考えでございます。

○石橋通宏君 だから、何度も申し上げているとおり、それを求めつつ一ミリも動いていないじゃないですかという話を昨年の秋もさせていた

たじゃないですか。だからそれを言い続けて、具体的な行動が伴っていないから、むしろ真逆の行動を政府があたかも後押しをされているようにミャンマー国民の皆さんには受け取られているから問題でしょうと申し上げているわけですよ。

もう一つ象徴的な事件、これもずつと、クーデター発生以降から、我々超党派、これは自民党、公明党の皆さんと一緒に超党派で、ミャンマーの民主化を支援する議員連盟で累次クーデター以降の対応を協議をし、政府にも何度も申入れをする中で、一旦ODA止めてくれと、それは結局国軍に金が流れるから、国軍に金が流ればそれが市民を虐殺する武器の購入に充てられるから、だから止めてくれとお願いをしているのに、何ですか、今回、軍系企業への巨額の資金供与明らかにになりました。もう三億円近いお金がこの一社だけで、国軍系企業のMECに流れていると。政府もそれを確認しているということまで明らかになっています。

林大臣、こういうことが起こるから、だからやっちゃいけないと申し上げているのに、こういうことが明らかになった。大臣、政府の責任があるのではないですか。なぜODAを止めないのですか。なぜ、軍系企業への支払を、軍がそれを使って国民を虐殺するような武器の購入に充てるかもしれない、それを止めないのですか、林大臣。

○国務大臣(林芳正君) 今、石橋委員からお話のあったような趣旨の報道、これ承知しておるわけですが、金額については企業情報ということでお答えをできないところでございます。

政府として、クーデター後、主契約企業に対して、国軍を利用することがないよう対応すべきであるという旨を伝達してきております。一方、この主契約企業からは、下請契約を解除しますとこの違約金が生じます。これを支払うと、これは使途自由のお金がミャンマー国軍に流れる可能性があるために、既存の下請契約に基づき、今後MECとの間で新規契約を締結しない前提で既に支払

義務のある分を支払うこととしたと、こういう報告を受けておきまして、政府としても、国軍への資金流入をできるだけ防ぐという観点から、この当該企業の判断を尊重することとしたところでございます。

引き続き、情勢の推移等を注視しながら、本事業が適切な形で実施されるように、主契約企業からの相談、これ応じていきたいと考えております。

○石橋通宏君 いや、大臣、おかしいですよ、その説明。衆議院でも言っていましたよ。

じゃ、契約書、大臣御覧になっていないんですか。契約書の違約金の条項はどういうふうになっているんですか、教えてください。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。外務省から主契約企業に対して、MECとの間で締結している下請契約に係る契約書の提出を求めたところ、主契約企業からは、企業情報のため契約書の提出は困難としつつも、契約の内容について一定の説明を受けたというところでございます。

契約書の内容につきましては、詳細につきましては企業情報のため差し控えていただきますけれども、いずれにせよ、事業継続のため既存の契約に基づき支払われる対価というのは、基本的に橋桁の作製に関連する費用に充てられるという説明を受けているということでございます。

また、違約金につきましては、主契約企業からは、下請契約上、違約金の金額が明示されているわけではないという説明を受けており、金額を一概にお答えするというのは困難でございますけれども、いずれにせよ、一方的に契約を解除するという場合にはMECが被る損失等を支払う義務があるということだと理解しております。

○石橋通宏君 いや、待ってくださいよ。契約書は分からない、違約金の金額も分からない、巨額な云々、いや、巨額かどうかも全部分からないです、そんな、まともな質疑できないじゃないですか。

か。それを口実に、これだけどんどんどんどん、じゃ残り残らぬんですか。既にこれまで二億六千万何が支払っていると、もつと払っているかもしれない。じゃ、ほかの企業も払っているかもしれない。それだけの金額を軍に流している、そんな日本ではないんですか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) 元々、この一昨年のクーデター発生以来、ミャンマー側に対して暴力の停止を繰り返し求めてきております。それにもかかわらず多数の民間人が死亡する事態が引き続き発生していること、これ深刻に懸念をしておりますのでございます。

そして、対ミャンマーODAのこの件でございますが、クーデター前に、国民民主連盟、NLDを中心とする政権、この間で国際約束を交換した案件でございます。これはもう当然、ミャンマー国民の生活向上や経済発展に貢献すること、そして人道的なニーズに対応するということを目的とするというものでございまして、そうしたことから直ちに停止するという措置をとってきていないところでございます。

○石橋通宏君 大臣、バゴ橋の事業はティラワのためでしょう。ティラワに進出させた日本企業のためでしょう。現地住民のため云々かんぬん言われるけれども、ティラワの便宜じゃないですか。それをちゃんと正確に言ってくださいよ。

だから、ティラワも含めて、今の状況で国軍を利するようなODA事業はやめてほしいと、これミャンマー国民の皆さんもそうおっしゃっているわけですよ。誰の話を聞くんですか、大臣。今後もしもこれ続けていいたら、本当にまずまず軍に金、流れますよ。それを使って軍が、まあ軍はロシアから大量の武器を買って、新たな戦闘機を買って、その戦闘機を飛ばして空爆しているわけですよ、大臣。そのことを踏まえてくださいよ。今日、防衛省からも来ていただいているけれども、これ、しつかりやっていかなければ、本当にもう今後ミャンマー国民から日本は何をやっているのかという声が大きくなるばかりです。そのこと

は重ねて確認をいただきたい。
今日、経産大臣政務官、来ていただいておりま
す。ありがとうございます。

確認です。

貿易保険があります。昨年確認させていただ
いたのですが、貿易保険、これ一般論で結構です
が、貿易保険に加入をいただければ、こうい
うクーデターであっても、その結果、投資が回収
できなかつたり損失を被れば貿易保険から補償を
受けられる、そういう理解でよろしいですね。

○大臣政務官(長峯誠君) お答えいたします。

一般論といたしまして、日本企業が受注した海
外プロジェクトが現地でのクーデター等によつて
中断し、貨物の輸出ができずに損失を被った場合
や輸出した貨物や技術の代金を回収できずに損失
を被った場合は、NEEIの貿易保険が損失をカ
バーすることは可能です。ありがとうございます。

○石橋通宏君 可能なんです。だから、現地の日
系企業がというけれども、こういうクーデター
で、今後事業を続けて、そして国軍を利用するよ
うなことをするよりも、やはり一旦、まあ損失出る
かもしれない、でも貿易保険がそのためにあるわ
けですから、そこをしっかりと、やはり日本企業
としても社会的責任、ビジネスと人権、そういう
観点で、こういう人権侵害が続いているような
国はやっぱり一旦見直す、中止する、そういう判
断を政府と一緒にやればいいじゃないですか、大
臣。ビジネスと人権なんて看板だけなんです、か、
SDGsも看板だけなんです、違いますよ、ね。

SDGsも看板だけなんです、違いますよ、ね。
だったら、こういうときこそ政府が行動すべきだ
ということ、強く申し上げておきたいと思いま
す。

長峯政務官、以上で結構ですので、ありがと
う。委員長のお取り計らい、お願いします。

○委員長(三原じゅん子君) 長峯政務官、御退席
いただいで結構です。

○石橋通宏君 大臣、先ほど、これはNLD政
権、かつて、と契約したものである。そうです
よ。だから、そのNLD政権を軍事クーデターで

不当に倒した今の軍政、それとビジネス続けちゃ
いかぬでしょう、大臣。契約破つたのは向こうで
しょう。しかも、日本は今認めてないわけです、
軍政、クーデターも、今の軍による統治も。だつ
たら、続ける環境がないじゃないですか。一緒に
やるべき相手は二〇二〇年選挙で選ばれた民主的
な体制でしょう、大臣。だつたら、それが回復す
るまで止めればいいじゃないですか。なぜそれが
できないのか。それをやるべきだということ。

もし、それが今のODAの中で本当に、契約が
明らかになつていないので何とも言えないのです
が、それができないのであれば、今回のODA大
綱の見直しでそれをこざるべきじゃないです
か、大臣。ODA大綱の中に、こういう民主主義
の破壊、人権の侵害、そういう国は一切ODA
をやらない、供与はしない、途中でクーデターが
起こつてそういう事態になったらODAは止め
る、そういう契約にすべきだと思いますが、大
臣、いかがですか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたよ
うに、私がこの国民民主連盟を中心とする政権と
の間で国際約束を交換したと申し上げたのは、そ
ういう案件の中身がそういうものであると。まさ
に、このミャンマー国民の生活向上や経済発展に
貢献する、また人道的なニーズに対応することを
目的としてこのNLDを中心とする政権との間で
国際約束を交換したと、そういう趣旨で申し上げ
ております。

後段でございますが、ODAの実施に当たつ
て、この現行の開発協力大綱の実施上の原則に
沿つて、当該国における民主化の定着、また法の
支配及び基本的人権の尊重をめぐる状況等にも十
分注意を払つた上で、相手国の開発需要、そして
経済社会状況や二国間関係等を総合的に判断して
おります。各国へのODAの具体的な実施に当
たつては、この考え方に基づいて個別具体的に判
断をしておるところでございます。

今お話のあつた論点も含めて、昨年設置させて
いただきました有識者懇談会の報告書、そして先

ほど議論していただきました各地での意見交換
会、こういったところで寄せられた御意見などを
踏まえつつ、新たな開発協力大綱を作成してい
きたいと思っております。

○石橋通宏君 ちよつと明確な御答弁いただけま
せんでしたが、人権侵害、もうこれは本当に、ビ
ジネスと人権の話だけではなく極めて重大な、我
が国の国民から先方国の、裨益国の国民に対する
大切な協力ということ、いけば、その国民を人権
じゅうりんしているような、そういう体制の下で
はまともなODAできませんから、それは一旦止
める、中止する、そういうことをきちんとODA
に明記をして、相手国ともこのODAの協力とい
うのを今後進めていくべきです。

そのことは強く、大臣、申し上げておきたいと
思いますし、大臣のイニシアチブを期待しま
すし、今後議論されるODA大綱の改定、これ我々
もしっかりと注視をして、この委員会でも是非OD
A集中やろうということで筆頭間で相談はさせて
いただいでおりますので、今後、当委員会でも
しっかりと議論していきたいと思つた
ということ、時間が余りありませんが、沖繩
の関係の問題も議論させていただきます。

これも十二月七日の当委員会で岡田大臣ともや
り取りをさせていただきましたが、今回の予算案
でも結局、資料の六にお付けしておりますが、
我々が懸念しております、沖繩振興予算
が、今回は微減なのかもしれないが減少になつ
ている。特に一括交付金、これが、この間、い
けば大幅に減額傾向が続いてきた。

沖繩県、我々、一月にこの委員会で見察を現地
でさせていただきました。沖繩県の皆さんから
も、やっぱり改めて一括交付金、これが非常に大
きな役に立つてきた、市町村等々で、それがこの
間、これだけ減額をされてきた。強い要望が出さ
れてははずです、岡田大臣。にもかかわらず、
今回の予算案でも減額をされている。なぜなん
ですか。沖繩県の皆さんの声に耳傾けていただけ
ないんでしょうか。

○国務大臣(岡田直樹君) 令和五年年度の沖繩振興
予算については、各事業の所要額を積み上げ、二
千六百七十九億円を計上いたしました。この中で
は、昨年五月に策定した強い沖繩経済実現ビジョ
ンの具体化に向け関連事業予算を計上するととも
に、沖繩の子供の貧困対策等も増額して計上して
おります。また、沖繩科学技術大学院大学関連経
費等、様々な予算についても国として必要と考
える所要額を計上いたしました。

委員御指摘の一括交付金につきましては、県や
市町村が今年度と同水準の事業を引き続き実施で
きるようにするとともに、より効率的、効果的な
執行を促す観点から、沖繩県の財政状況やこれま
での執行状況を加味して、ソフト交付金三百九十
億円、ハード交付金三百六十八億円、合計七百五
十九億円計上したところであります。

なお、昨年成立した令和四年度第二次補正にお
いても、沖繩県からハード交付金を活用した事業
の実施について強い御要望がありました。それ
で、緊要性の認められる事業について、補正予算
では六年ぶりとなる二十九・四億円のハード交付
金を措置しております。これを加味すれば、一
括交付金について令和四年度第二次補正と令和五
年度当初予算案の合算で見れば、令和四年度当初
予算を上回る額になっております。

沖繩県知事からも、一括交付金については今年
度当初予算額と同水準が確保され一定の配慮がな
されたコメントされており、地元からも一定の
御評価をいただいたと認識してございます。

○石橋通宏君 大臣、資料見させていただければこの
間の減額状況は一目瞭然じゃないですか。前年度
比で云々、そういう話じゃない。それだけのレベ
ルじゃない減額がこの間ずつと行われてきたこ
と、それについて沖繩県民の皆さんの受け止め、
極めて残念だという受け止めをされている。その
ことを改めて指摘しておきたいと思つた。

時間がなくなりましてので、今日、防衛大臣政
務官にお見えをいただいでおります。ありがと
うございます。

我々、資料の八にも付けております。いよいよ石垣島の自衛隊のミサイル基地も運用が始まっていくと理解しておりますが、この間、本当にもう現地の皆さんは、沖縄、とりわけ南西諸島がもう軍事要塞化を進められているという本当に強い懸念。どうするんですか、今回の安保三文書も絡めて。何かあつたら沖縄が真っ先に攻撃対象になるかもしれない。観光客の皆さんこれからどんどん来てくださーいと言っている中で、避難計画もない、国民保護計画の見直しもない。どうやって県民の皆さん、南西諸島の皆さんの命の安心、暮らしの安心守るんですか。

防衛省、どうやってお考えなのか、そのことだけ最後に聞いておきたいと思っております。

○大臣政務官(木村次郎君) 戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、自衛隊の部隊の増強等により南西地域の防衛体制を強化する必要があります。

防衛省は、これまで与那国島に沿岸監視部隊を、奄美大島及び宮古島に警備部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊の配備を行ってきたが、本日十六日の石垣駐屯地の開設により、南西地域の陸自部隊の空白を埋めるために計画していた部隊配備が完了することになります。

このような部隊配備等は力による現状変更を許容しないとの我が国の意思を示し、島嶼部を含む南西地域への攻撃に対する抑止力、対処力を高めることで我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、沖縄県民を含む我が国民の安全につながるものであります。

防衛省としては、引き続き国民の生命と財産を守り、我が国を防衛するため、島嶼防衛のための取組に万全を期してまいります。

○石橋通宏君 今お聞きしたのは、住民の皆さんや観光客や振興をやっている上でどうやって命、安心、有事の、万が一の際に守るんですかということをお聞きしているのですが、お答えいただけませんか。今後の質疑でしっかりとその辺りまた追及していきたいと思っております。

今日のところは時間が来ましたので、以上で終りにさせていただきます。ありがとうございます。○窪田哲也君 公明党の窪田哲也です。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

長く私は沖縄で記者生活を送ってまいりました。たくさんの方の沖縄の方、出会いました。特に私が忘れられない方は、沖縄戦で身内、家族十数人の死亡届を書かれたというおばあがいらつしやいました。日本軍の軍命に従ってプーキの島に移動をして、そこで次々にマリアアにかかって亡くなるわけですけれども、私、その方がすごく、今日、政治家としてやっていく上でとても私の原点になっております。

昨年、五十周年を、復帰、迎えましたけれども、コロナの中で観光客がもう打撃を受けてきましたけれどもも徐々に回復しつつありまして、国際通りなんか非常に活況を呈している。ところが、この経済回復、特に観光、戻ってはきたけれども人も手が足りない、あるいは物価高、更にこれからコロナで受けた融資の返済も始まるという新しい問題に直面しているわけです。

サービス業中心で、なかなか製造業がこれまで育ってこなかった、そしてまた子供の貧困もある、そうした様々な問題に直面しておりますけれども、これからの沖縄、どう発展させていくのか、沖縄振興取り組んでいくのかという、そういう観点から今日は質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、物価高における電気料金のごことであります。特に沖縄は中小企業、零細企業が多くて、電気料金の負担感が非常に大きいわけですね。政府もこれまで二分の料金から支援をしているところですが、沖縄電力が値上げを申請している中で、本当これ大丈夫かと、これまで、沖縄の経済回復に向かっている、失速してしまっているんじゃないかと。今、県民の皆様が一番の関心はこの電気料金なんです。それで、十三日には、県

の市長会、町村会、経済団体会議、経営者協会の皆様が岡田大臣に要請されました。このままでは回復に向かっている沖縄経済が失速してしまうと、そのように県民の皆様は思っているらつしやいます。

大臣に伺います。コロナ禍で疲弊した県民生活と沖縄経済の回復図るために、電気料金の高騰に対する政府の支援策を是非お願いをしたいと思っております。大臣、よろしくお願いをいたします。

○国務大臣(岡田直樹君) お答え申し上げます。

この電力料金の高騰は目下の大きな課題であり、政府としても、令和四年度補正予算において、全国的な取組として電気・ガス価格激変緩和対策事業を開始したほか、地方創生臨時交付金の配分を通じて地域の実情に応じた取組を支援しているところでございますが、そのような中でも、とりわけ沖縄は他の都道府県にはない様々な構造的な不利性を有しており、全国で最も料金が高い水準にあるなど、委員御指摘のとおり、中小企業・小規模事業者への影響も極めて大きいと認識しております。昨年からは、経済産業省などの関係省庁とも積極的に情報共有を行い、強い関心を持つて状況を注視してまいりました。

先ほどお話がありました、今週十三日、沖縄県の経済界、市長会、町村会などの幅広い関係者から電力料金の高騰に伴う負担の軽減に向けて沖縄振興特定事業推進費の活用を御要請を受けたところでございます。私からは、沖縄の条件不利性に鑑み、沖縄振興の枠組みの中でできる限りの対応を行いたいとお答え申し上げました。

引き続き、地元からの相談に丁寧に対応するとともに、今後、補助金の申請をいただいた場合は迅速に対応を図り、条件不利性を抱える沖縄の皆様への負担の軽減につながるよう、沖縄担当大臣として力を尽くしてまいりたいと存じます。

○窪田哲也君 ありがとうございます。沖縄側から補助金申請あった場合には、どうか速やかに対応をよろしくお願いをしたいと思います。次に、観光分野の担い手の問題であります。

公明党としまして、二〇二〇年の六月に、他党に先駆けて、沖縄への入域観光客一千万人、これを掲げて、重点政策に掲げまして取組をさせていただきました。私も当時沖縄にいましたので、この政策づくりに携わりました。二〇一九年に初めて一千万人突破したときには本当に感慨深いものがありました。

その後、二〇二〇年も引き続きこのままの勢いでいこうと頑張ったんですけども、緊急事態宣言が発令されて需要が一気に落ち込む。二二年からは、政府の方針によって感染対策と社会経済活動の両立が図られ、全国旅行支援も、これも随分効果がありまして、沖縄観光は回復しつつあるという状況ですけれども。

そうした中で、先ほども申し上げましたが、一番課題になっているのが人手不足、観光を担う人手が足りない。ホテル、飲食店、バス、タクシーの運転手、バスガイド、これが非常に足りていない状況です。こうしたコロナ禍で観光業を支えてきた人材が流出をして、需要はあるけれども供給が追いつかないという状況ですね。

そこで、観光庁に伺いたいと思っております。沖縄観光の担い手不足が深刻な状況にありますけれども、特に宿泊業へ携わる人材の確保へ向けた政府の取組を伺いたいと思っております。

○政府参考人(池光崇君) お答えいたします。

沖縄県におきましては、昨年十二月の日本人の延べ宿泊数がコロナ前の二〇一九年比で九〇%超ということで、観光需要が回復をしております。

これに伴いまして、宿泊業におきます、宿泊にとどまらず、ほか全体、観光も同じような傾向でございますけれども、人手不足が顕著な傾向となっております。認識しております。

こうした人手不足に対しましては、私ども、短期的には何よりも、官民連携して賃金水準を始めとして従業員の皆様の待遇向上を図り、人材を確保するための環境を改善していくことが重

要と考えてございます。

このため、観光庁といたしましては、先生御指摘の宿泊業を中心に、観光地の再生、高付加価値化、それから、観光DXの推進によります生産性それから収益性の向上を図るための様々な支援を講じてまいっております。また、これとともに、併せてこういった支援に際して賃金水準の引上げを求め、こういった形で従業員の皆様の待遇向上を図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

こういった形の国内人材の担い手の確保も進めつつ、それでもなお足りない部分につきましては関係業界とも連携して外国人材の活用も、これも取り組んでまいりたいと思っております。

窪田哲也君 沖繩がチャンスを生かせないということにならないように、是非お願いをしたいと思っております。

次に、新築工コ住宅の普及について伺いたいと思っております。

政府は、二〇五〇年の脱炭素社会の実現に向けて、ゼロエネルギーハウス、ZEH、補助金を用いて広く推進をしているところであります。

ところが、このZEH、新築注文戸建て住宅に占めるZEH率、ZEH比率が全国が二六・八%、これに対して沖繩が三・四%、二〇二二年度ですけれども、他府県と比べて非常に普及が遅れております。

この普及が遅れているのはなぜか、その要因についての政府の認識、そして、沖繩でこのZEHを広げていく、ZEH比率向上へ向けた政府の取組について伺いたいと思っております。

政府参考人(石坂聡君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、沖繩県における新築注文戸建て住宅に占めるZEHの割合は、先生御指摘のように大変低くございます。この要因といたしましては、一年間を通じて温暖な沖繩県は冬期における暖房の習慣がないことなど、全国で最も年間エネルギー消費が少ない地域であることから、省エネ化の関心が向きにくいことが原因では

ないかと考えられているところでございます。

国交省といたしましては、ZEHの普及に向けて、経済産業省、環境省の三省連携による支援ですとか消費者の皆様に対してZEHに関心を持っていただくための様々な周知に取り組んでおります。また、事業者の方々向けにしましては、省エネ住宅の設計、施工のマニュアル、これについては沖繩県版のマニュアルも作りまして講習を行っているところでございます。

しかしながら、今御指摘のようにまだまだ不足ということもございますので、国交省といたしましても、地元自治体あるいはその地元の事業者の方々、こうした方々の御意見を聞きながら、なぜ難しいのかということも丁寧に聞き取りいたしまして、普及に向けてしっかりと周知あるいは普及に向けて取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

窪田哲也君 是非、地元の皆様、事業者の皆さんの声を聞きながら普及に向けて進めていただきたいと思っております。

次に、泡盛、ビールの経営基盤強化について伺いたいと思っております。

本土復帰後、特例的に酒税の軽減措置が設けられてきましたけれども、ビールについては今年十月、泡盛については十年後に段階的に縮小をしていくことになっております。

泡盛は、特に出荷量が対前年割れが続いてきておりまして、近年はピーク時の二〇〇四年の半分以下、恐らく二〇〇四年は沖繩プールの絶頂期頃にあつたと思うんですけども、それが落ち込んできていると。若者の泡盛離れというのもあると思っております。そうした中で、県内四十七酒造所が連携をして共通ブランドを立ち上げると、涙ぐましい努力を沖繩の皆さんされております。私も泡盛酒造所あちらこちら随分回りましたけれども、小規模のところがとても大きいです。そういう中で、マーケティングに十分な経営資源を割けない、あるいは銘柄の特徴を際立たせる古酒を造るだけの

体力がないという、そういう問題があります。

泡盛は琉球王朝時代からの大事な伝統文化でもありますけれども、ユネスコの登録に向けた動きもあり、県民の期待も非常に高まっている、そういうところですが、そこで伺いたいと思っております。

酒税軽減措置の段階的縮小を見据えて県産酒類の経営自立化が求められる中で、経営基盤の強化に向けた内閣府の取組を伺います。

政府参考人(望月明雄君) お答え申し上げます。

沖繩県産酒類に係ります酒税の軽減措置、これ段階的に縮小、廃止されるということで、今委員から御指摘があつたとおりでございます。

それを受けてまして、内閣府では、沖繩県産酒類製造業者の自立化支援のために、令和五年度予算案におきまして、まずは、泡盛に先行して本年十月から軽減率が引下げとなりますビールとかりキールですね、これらを対象とした海外展開のための市場調査、また、商談会の開催などを支援して海外輸出を後押しをしていこうというふうなことを考えております。

また、軽減措置の適用を受けている泡盛など全酒類製造業者、これに対しましては経営実態、また御要望を把握するための調査をまず行わせていただきたいと考えておりまして、これを踏まえて今後の支援策を検討してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

近年、沖繩の酒類製造業者、新型コロナウイルスの影響を受けまして厳しい状況でありますけれども、内閣府といたしましては、一つは沖繩県、また国税庁などの関係省庁、それぞれ支援策ございますので、それとも連携して沖繩の酒類製造業者の自立化の支援に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

窪田哲也君 泡盛酒造者はどこも、先ほど申し上げた小さいところばかりですので、是非よろしくお願いいたします。

続きまして、子供の貧困問題について伺いま

す。

沖繩県の調査では、二〇一六年、子供の貧困率二九・九%、その後、二〇二二年度には二三・二%。改善傾向にはありますけれども、コロナ禍で影響を受け、貧困世帯の六割が収入が減つたと、依然厳しい状況にあります。

沖繩は米軍統治時代が長かったので、製造業が育たなくてサービス業中心、非正規雇用も多し、そういう問題も、社会構造的な問題もありますし、低年齢出産、シングルマザーも非常に多い。貧困が貧困を生んでいくという、そういう連鎖もあります。

そうした中で、国や県は今、子供の居場所づくり、取組をされていると。さらに、貧困対策支援員が小学校等と連携をして福祉支援、居場所支援につなげていくというアウトリーチ型の支援も今やっていると。今後は、支援が必要となる児童を網羅的に把握をして早期対応していくということが求められると思っております。

そこで、担当大臣に伺います。

子供の貧困に対し、現在の、現下の貧困支援、そして貧困の連鎖を断つていくという、この両面からの政府の取組について伺いたいと思っております。

国務大臣(岡田直樹君) お答え申し上げます。

やはり沖繩の県民所得の向上を進めることが大切であり、これが貧困の連鎖を断ち切ることにつながると考えておりまして、各産業の高付加価値化やそれを支える人材育成など、労働生産性の向上や産業の高度化を図ることも努めていきたいと思っております。

その一方で、現下の貧困に対する支援に関しては、内閣府において、沖繩独自の追加支援として、平成二十八年度から、子供を福祉等の支援につなげるための調整等を行う子供の貧困対策支援員の各市町村への配置や、子供が食事の提供や学習支援などを受けながら安心して過ごせる子供の居場所の運営に係る支援を中心に進めてまいりました。令和五年度予算案でも、これらの一層の充実に向けた予算を確保しているところであります。

す。

他方で、支援対象となる子供の把握については、現在、市町村などからの口コミに多くを頼っている状況がありますが、これを、支援が必要なお子の子供の漏れがないように網羅的に把握する仕組みが必要と考えておられます。このため、令和二年度から、小学校等において、全ての子供を対象に各地の状況を把握して、支援の必要が……

○委員長(三原じゅん子君) 申合せの時間が来ておりますので、おまとめください。

○国務大臣(岡田直樹君) 高いと思われる子供をAIにより抽出するスクリーニングについて一部の市町村で試行的に取り組んでいるところであり

ます。こうした取組を進めてまいりたいと存じます。○窪田哲也君 以上で終わります。大変にありがとうございました。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。

大臣から、冒頭、ODA予算の概要をお聞きいたしました。私、ロシアのウクライナ侵略による他国へのODA予算の割当てについての影響について質問をさせていただきま

す。令和五年度の予算案でのウクライナ支援は事項要求となっております。必要な金額を示さないで事業項目だけ記することを事項要求というふう

に理解しておりますが、日本は令和四年の四月から、ロシアのウクライナ侵略が開始されたときから、たしか最初、緊急人道支援として一億ドル、それから財政支援合わせて今日まで七十一億ドル、約九千億円、支援金として拠出されています。そのほかにも、令和五年度の概算要求において無償資金協力というのがあるんですけども、これらの組立てと拠出金額などをまとめて御説明をいただきたいと思うんです。

して使われているのかというのを整理して外務省から御紹介いただきます。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。日本はこれまで、ウクライナ及び周辺国等に對しまして総額約七十一億ドルの支援を表明して

おるといところでございます。この中には、人道、食料、復旧復興の分野での約九・五億ドルの無償資金による支援、無償による支援、それから、ウクライナへの財政支援といたしまして約六億ドルの円借款、約〇・七億ドルの債務支払猶

予、財政支援グラントが約五億ドル、並びに、先般、国会での予算、法案の成立を前提に表明いたしました世銀への信用補完を通じた財政支援融資約五十億ドルが含まれるというところでございま

す。○石井苗子君 ざっと整理するとそのようなんですけれども、九千億円、これはかなりの額でござ

います。この九千億円を今まで、国の予算的にも大規模な金額を充ててきたんですが、ここから私が質問したいのは、先ほどからODAの審議として正当なODAは何かということがあったと思うんですが、ウクライナ支援によってほかの国の、先ほど御説明がありました無償資金協力に影響を与えるような因果関係があるのではないかと資料を見ていて感じた次第でござ

います。○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。まず、先ほど申し上げましたとおり、ウクライナ及び周辺国等に対する人道、食料、復旧復興の分野での無償による支援というのは約九・五億ドルでございます。ウクライナに対する支援とい

うのは極めて重要なものでございまして、限られた予算を活用しながら戦略的に対応してきてい

というところでござい

ます。同時に、昨年十二月にお認めいただきました補正予算、こちらの方には様々な支援の内容もお認めいただいたところでござい

ます。○石井苗子君 今のお答えは、因果関係で予算が中止されたり延期されたりしているところはない

というふうなお答えでしょうか。○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。一般論として申し上げますと、様々な国際情勢

の変化によりまして、当初検討されていた協力の時期、内容が見直されるという場合はござ

います。例えばですけれども、近年のエネルギー、資材価格の高騰であったり為替の変動であったりとい

うようなところで事業費あるいは実施時期の見直しを行うというふうなこともござ

います。○石井苗子君 昨日、詳しく詳細にわたって調べてくださいとお願

いしたんですけども、私はODAの在り方というのが最初に金額ありきではないかと思

っています。そこで、大臣にお聞きしたいんですが、先ほどの外務省の方からの御説明でも、言葉の中に戦略的という言葉が出てき

ました。この戦略的、あえて戦略的という言葉を使ったのは、ODAで外交的なメリットを相手国から引き出すために使うということがあるんではないかと

思っています。○石井苗子君 是非よろしくお願

いいたします。○国務大臣(林芳正君) 今委員がおっしゃったように、このODA、これは最も重要な外交ツールの一つでござ

います。開発途上国を含む世界の平和と繁栄に貢献すると、これはもちろんのこと

ですが、日本の国益の確保、これを図る上で大きな意義を有して

おられるところでござ

います。○石井苗子君 是非よろしくお願

いいたします。○石井苗子君 是非よろしくお願

くのかというところですかかなり大臣にかじを切つて
いただきたいと思えますので、よろしく願いを
いたします。

次の質問に移ります。

深刻化している地球規模の課題で、国際機関を
通じた途上国への感染症対策について質問したい
んですが、ワクチンについて質問させていただき
ます。

世界中のメーカーが作ったワクチンを集めて、
新型コロナウイルスの感染症の対応で、先進国に
おいてワクチンの囲い込みというのが発生してし
まいました。なので、途上国におけるワクチンの
公平な確保というのが課題となりまして、国際社
会ではどのようにワクチンの確保をするかとい
うことで、一つのメカニズムをつくりました。C
O V A X ファシリティーと言うのですが、このメ
カニズム、これはどういうものなのか、御説明を
まずお願いいたします。

○政府参考人(原圭一君) お答え申し上げます。
御指摘いただきましたC O V A X ファシリ
ティーでございますけれども、新型コロナウイルス
感染症の拡大、感染拡大を受けまして、新型コ
ロナのワクチンに関する多国間による共同購入、
それから公平な配布を確保するために立ち上げら
れた枠組みでございます。

その枠組みの下で、特に低所得国等の途上国に
おけるワクチンへのアクセス確保のための支援が
行われているところでございまして、本年二月末
時点でございますけれども、C O V A X ファシリ
ティーは世界全体で合計約十九億回分のワクチン
を供給しております、特に低所得国が確保した
ワクチンのうち七四％がC O V A X ファシリ
ティーから供給されたものという状況になってご
ざいます。

○石井苗子君 そうなんです。百四十六か国、
低中所得国ということなんです、ワクチンとい
うのは足りなかつたら大変、余つて捨ててしまっ
てもまたいろいろ言われるという。しかし、計算
して量を考えるのはとても難しいものだと思うん

です。

必ずワクチンは有効に使ってもらわないと困
んですが、今私はC O V A X の御説明を受けて、こ
れは多分資金調達とそれから供給の調整をするメ
カニズムなんだろうと思うんですが、ワクチン
が、最後の方、要するにエンドユーザーというの
は打つまでですね、ここまで行き渡らなければ供
給のメカニズムができたとは言えないんですけれ
ども、私は、ワクチンの物は足りているけれども
最終的にやり方が分らないとか、冷蔵庫付きの
車がないだとか、そういった意味でこの使い方
が、結局ワクチンは行き渡らなかつたということ
になるんじゃないかと思つていらっしゃるんですけ
れども、途上国におけるその最後の手段として何か考
えていることがあつたら発表していただきたいと
思います。

○国務大臣(林芳正君) 今お話がまさにありま
したように、このC O V A X 等が取り組んでいるに
もかわらず、先進国に比べて途上国におけるワ
クチン接種率、依然として低くどまつてい
るわけでございます。

その理由でございますが、現在では国際的な新
型コロナのワクチンの供給自体は安定しておるわ
けでございますので、ワクチンの供給不足とい
うのが主な理由ということではなくて、例えば紛争
や国内治安状況等と、途上国における、今お
話がまさにあつた輸送そして管理を含む接種能力
の不足、保健システムの脆弱性、さらにはワクチ
ン忌避、打ちたくない、そもそもですね、そう
いうこと、こういう課題があるためと考えられて
おります。

我が国は、C O V A X 等を通じたワクチンの供
給支援に加えて、まさに今お話のあつたこと
ですが、コールドチェーンの整備、そして医療関
係者等に対する能力の強化の支援、そしてワクチ
ン忌避対策等を含めた、ラストワンマイル支援と
呼んでおりますが、これを七十八か国・地域で約
百八十五億円規模で実施しております。加えて、
ワクチンの接種のデータの管理、そして感染性廃

棄物処理等の支援、これを最大一億ドル規模で展
開しております。

今後も、途上国の実情とニーズを踏まえて、C
O V A X を始めとする国際的な枠組みとも連携し
ながら途上国におけるワクチンの接種率の向上に
向けて貢献をしてまいりたいと考えております。

○石井苗子君 ありがとうございます。

最後のエンドユーザー、打つ人まで行き渡るこ
とをワンマイルと言つてございます。百八十五
億円だと思つていただいても、これO D A ですね。
こういったことに、ワールドスタンダードとい
うんですかね、ワールド・ヘルス・カバレッジと
いって、保健の考え方の知識を広げていくと。ワ
クチンを拒否する人がいるとおっしゃつていまし
なければ、もうそれも、ワクチンに対する考え
方が行き渡らなければ、拒否できないわけですの
で、最後の一人のところまで完全に行つてい
るということで、途上国をワクチンで、ワクチンが足
りていないのに、渡しているのに行かなかつたとい
うことがないようにお願いをいたします。

次の質問は、広島サミットについてお伺いいた
します。

地球規模の課題の取組、この広島サミットです
けれども、そのアジェンダのセッティングを見ま
すと、どんなものをやるのかなと思つて、物
すごく多くて、どれを取つて質問をしようかと考
えたんですけれども、深刻化する地球規模での
気候変動についてお伺いしたいと思います。

自然災害の対応というのは先進国、途上国を問
わなくて、世界中で取り組むべきだと思つており
ますけれども、こうした中で、大臣がG 7 の広島
サミットにおきまして、先ほど私が言いましたア
ジェンダの地球規模の課題の中で、コミュニケと
いうんですか、大臣が議長国としての強みのメッ
セージを渡すために、このアジェンダセッティン
グの中で、お答えいただけたら有り難いんです
が、何を取り上げて、どの議題で技術国日本とし
て伝えていくのか。この気候変動、自然災害と
かといういろいろな中で、どれを焦点を当てて

やっていくおつもりがあるのかというのを聞き
たいんですけども、お答えいただけます
でしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 今御指摘のありましたこ
の気候変動、環境、そしてその前に触れていた
きました国際保健ですね、こうしたことを始めと
する地球規模課題というのは大変複雑化、深刻化
しております、それに対応していくためには、
新興国、途上国を含む国際社会全体で連携して取
り組むということがますます必要となつてきてお
ります。

こうした考え方に立つて、G 7 広島サミットで
こうした地球規模の課題へのG 7 による対応につ
いて議論を行う考えでございます。その際に、こ
のS D G s の全ての目標の達成に向けて、人間の
安全保障、この理念に立脚しながら人に着目す
ると。この、人に着目して、危機の下にある脆弱
な人々への、こうした方々への支援、これを念頭
に置いて議論をしたいと考えております。

こうした議論を通じて、このG 7 の議長国とし
て我が国のいろんな知見等も生かしながら、新興
国、途上国、これを巻き込んで国際社会全体によ
る地球規模課題の解決に向けた努力、これをリ
ードしていければと思つております。

○石井苗子君 大臣の意気込みをなぜ私が聞いた
かといいますと、先ほど私、ちゃんと言つたかど
うか分からないんですが、ユニバーサル・ヘル
ス・カバレッジと言うそうなんですけれども、私は、
大阪で二〇二五年に万博がございまして、大阪・関
西の。これよりも、広島がG 7 が最初に世界に向
けて日本が発信していく、議長国としてのリ
ーダーシップを発揮していく意味においても、日本
のO D A の強みでありますとか特徴ということ
が、顔が見える支援をしているんだということ
はつきりとリーダーシップを取つて大臣に言つて
いただきたいと思うんです。それを追っかけて、
二〇二五年の万博はのち輝く未来のデザインと
いうことでございまして、追いかけて二〇二五
年がキャッチアップしていくというふうに連携

取っていただきたいと思うんです。
意気込みをお伺いしたんですが、G7として技術国日本が何を伝えていくのかという布石を残していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、沖縄の、強い沖縄経済について質問いたします。

競争力を有する付加価値の高いIT関連産業に向けた支援策をやっていたらいいと思います。お尋ねですけれども、このIT関連産業について、沖縄では最近、先進企業の数だったり雇用者の数、人数ですね、順調に増加しているという聞いておりますが、ITは今シリコンバレーで大変なことになっておまして、これよりも先駆けて、沖縄で強力な付加価値の高いIT関連産業に向けての支援を、追いかけるようにして成績を残していかなければいけないと思うんですけれども、今、付加価値の高い支援策というのを具体的に御紹介していただいて、次に、その結果が出たかどうか調べてまた質問させていただきますかと思っておりますので、これを最後の質問といたします。具体的な支援策についてお話しください。

○国務大臣(岡田直樹君) 沖縄のIT関連産業は、今後のDX市場の拡大等により更なる成長が期待されますので、強い沖縄経済ビジョンにおいて特に強化すべき分野の一つとして選定されております。一方で、沖縄県におけるIT関連産業の労働生産性は全国最下位ということで、高付加価値化が課題でございます。

これらの課題の解決に向けて、令和四年度の税制改正において情報通信産業特別地区の対象事業にソフトウェア事業などを追加いたしました。制度の活用促進を図っているところであります。また、沖縄型産業中核人材育成・活用事業によつて、ITの利活用による課題解決などを図る中核人材を育成しているところであります。付加価値の高い生産物の移転増を目的とした沖縄域外競争力強化促進事業に新たにソフトウェア等も支援対象に追加しております。

これらの支援策は各事業とも想定を上回る申請をいただいております。進出企業数や雇用者数の増加についても見ていけば、これは有効に活用されているものと認識しております。

○石井苗子君 今朝ほど防衛省とそれから自衛隊のサイバー関係の人員について勉強会があったんですけれども、やっぱりどこからルートしてくるかということに関して、沖縄にその付加価値の高い具体的な支援策をITでやっておりますので、関連産業を是非追い付いていただいて、ソフトウェア開発やコンテンツ制作など、こういったところで付加価値を高くしていただければ、自衛隊のサイバー人員の方にもリクルートがかなうような連携を持って沖縄で産業としてやっていっていただきたいと思ひます。

リーディング産業としては、観光よりもこのIT産業の方に力を入れていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。質問を終わります。ありがとうございます。

○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠です。よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、林大臣にG20の外務大臣会合への対応についてお伺いしたいと思います。
今回、三月の二日、行われましたけれども、国会対応を優先されて、このG20の外務大臣会合、御出席されませんでした。今回のこの会合においてはウクライナ対応、議論もされましたし、日本の国益を考えれば御出席をさせていただくべきだったというふうにお思ひしております。

また一方で、国会も、総理ですとかあるいは大臣の皆さんが重要な国際会議に出席をされたり、あるいは急遽海外に訪問されるような場合については事後報告を認めていくなど、国会の柔軟性もこれから必要になってくるというふうには考えております。

そこで、林大臣にお伺いしますが、今回のG20の外相会合に対して、御欠席をされた、対応されなかったことに対しての受け止めをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今月一日から二日でございますが、ニューデリーでG20外相会合が開催されましたが、私が出席する可能性を追求しましたが、同会合として国会を含む国内での公務の日程、内容等を総合的に勘案いたしました。最終的に政府、外務省として山田賢司外務副大臣が出席することが適切であると判断したところでございます。G7議長国としての立場を含めて我が国の主張は、山田外務副大臣が出席してしっかりと発信をしたところでございます。

その上で、私自身も二日夜からニューデリーに出張いたしました。三日に開催されました日米豪印外相会合に参加するとともに、米国、カナダ、インド、オーストラリア、さらにはアフリカ連合議長国であるコモロとの各外相との二国間会談を行ったところでございます。

国際会議への外務大臣の出席につきましては、その会議、そして国会を含む国内での公務の日程、内容等を勘案し、総合的に判断してきております。国会対応も、海外出張を含めた外交活動も共に重要でございます。国会の御理解も得ながら積極的な外交活動を展開してまいりたいと考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。

国会の方も、先ほど申し上げたとおり、いろいろな柔軟な対応をこれから考えていく必要があるというふうにお思ひしておりますので、その都度適切に対応の判断が必要だというふうにお思ひます。

続きまして、海外の、とりわけ途上国あるいは最貧国と言われる国の海外債務の状況についてお尋ねしたいと思います。

世界銀行の調査によると、二〇二一年末における途上国の対外債務、やっぱりどんどん増えてきておりまして九兆ドルという状況になっております。十年前からもう二倍に膨れ上がっていると、こういう状況です。また、最貧国の約六割は債務過剰ということ、その債務の返済額についても六百二十億ドルという返済の状況になってきております。こうした中で、増え続ける途上国の対外

債務については世界的なリスクになっているというふうな指摘もあります。

こうした中で、こうした途上国の対外債務に対して日本としてどのような支援、対応の役割を果たしていくのか、林大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今お話がありましたように、近年、この途上国の債務問題、一層懸念をされる状況になっていると、こうした認識を持っております。

背景には、やはりこの新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済への打撃から今回復途上にあるところだったわけですが、そこにロシアによるウクライナ侵略を契機とした食料、エネルギー価格の高騰、この影響がまた来たということで、こういうことが多く国で起こっていると、こういうふうに見ております。

二〇二〇年の四月以降、これはG20の財務大臣・中央銀行総裁会議とそれからパリ・クラブですが、債務支払猶予イニシアティブというところで、低所得国に対して二〇二〇年の五月一日から二〇二一年十二月末に支払期限が到来する公的債務の支払を猶予するということが合意をいたしました。日本も要請に応じて債務支払猶予を実施してきておるところでございます。

さらに、これに加えて二〇二〇年の十一月に、G20とパリ・クラブにおいて債務支払猶予イニシアティブ後の債務措置に係る共通枠組み、これに合意をしまして、この共通枠組みの下で低所得国の債務救済、これを早期に、早急に実施しようということになっております。

我々としては、G20、またパリ・クラブ等の国際的な協議の枠組みに参加をいたしまして、こうした合意の着実な履行を各国に呼びかけると。それと同時に、債務の透明性の確保、そして全ての債権国間での公平な債務措置の実施、この重要性を訴えてまいりまして、他債権国と一緒に債務措置の交渉に参加し、国際的な合意に基づいて債務問題に対応してまいりたいと思っております。

す。
○浜口誠君 引き続き、途上国との連携も取りながら、この債務問題、着実に日本としての国際的な役割を果たしていただきたいというふうにお考えしております。

あわせて、ODAに関して、大臣の所信の中でもODAの資金については公的な資金を原資としていると、国民の皆さんの理解や協力で支えられていると、こういうことを踏まえてODAの実施の状況ですとかあるいは重要性について分かりやすく丁寧に国民の皆さんに説明をしていくと、こういう趣旨の御発言がございました。

じゃ、具体的にこのODAの活動状況、国民の皆さんに分かりやすく伝えていくというのは大変重要な視点だというふうに思いますので、具体的な今後の対応についてお伺いしたいと思います。
○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。

ODAは、開発途上国を含む世界の平和、繁栄に貢献するとともに日本の国益の確保を図るという上で重要な取組でございます。大きな意義を有していると考えております。
このODAが税金、投融資といった公的資金を原資としている以上、その意義、取組の身を分かりやすく丁寧に発信し、国内の幅広い国民の皆様の理解と支持を得るということは不可欠と認識しております。

具体的には、一昨日、三月十四日に公表いたしました開発協力白書におきまして昨年のODA実績を課題別、地域別等、詳しく御報告させていただきました。SNSでの発信、国内教育機関向けの出前講座、知名度の高い出演者やアニメキャラクターを活用した動画コンテンツの制作、イベントの開催などに力を入れているというところでございます。

また、ODAで供与いたしました機材、施設は日の丸を表示するほか、現地の日本大使や総領事のSNS等で積極的に発信いたしました。日本

国内の人々にも、また、現地の方々にも顔の見える形で伝わるよう工夫を凝らしているというところでございます。

今後とも、ODA広報の一層効果的な実施に努めてまいりたいと考えております。

○浜口誠君 是非、国民の皆さんから見たときにそれが伝わっているかどうかということも、是非外務省としても把握もしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、ウクライナ支援に関して、先ほども少し議論ありましたけれども、今回、ウクライナの皆さんへの支援ということで世界銀行を通じて新たな支援の枠組みも構築していくというような動きもあります。また今後、日本政府として五十五億ドルの支援をしていくと、こういう方針も示されております。

じゃ、今回なぜ五十五億ドルという支援の規模になったのか。その理由、背景について具体的に聞かせたいと思います。
○政府参考人(緒方健太郎君) お答えいたします。

ウクライナの短期財政支援ニーズにつきまして、IMFが年間約四百億ドル前後と試算してございます。こうした中、EUは百八十億ユーロ、それから米国は百億ドル以上の二〇二三年の資金貢献を表明してございます。

こうした中におきまして、ロシアによるウクライナ侵略は厳しい東アジアの安全保障環境に置かれた日本にとっても決して人ごとではなく、また、今年のG7議長国として国際社会と緊密に連携し、ウクライナの資金ニーズへの対応にしっかりと取り組む必要がございます。

他方で、現在、国会に御審議をお願いしてございます国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正、これにより可能となります。拠出国債を用いた世銀に対する信用補完、議員御指摘の新たな枠組みを通じたウクライナ支援につきましては、世界銀行側で受入れ可能な信用補完には一定の限度がございます。この

ようなウクライナの資金ニーズ、それから他国の貢献額、世銀側の事情などを勘案しまして、拠出国債の発行額は五十億ドルとし、それから令和四年度第二次補正予算で措置済みの約五億ドルの財政支援グラント、これと合わせましてウクライナ向けに総額約五十五億ドルの財政支援を行うこととしたところでございます。

○浜口誠君 ありがとうございます。

EU、米国始め、国際社会としてウクライナに四百億ドルの資金を応援していること、こういう大きな方針の中の日本政府としての役割だということだと理解をいたしました。引き続き、ニーズもしっかりと判断していただいて日本の役割を果たしていただきたいと思っております。

そうした中で、ウクライナへの支援として今後重要になってくるのが、農地等に埋められた地雷の除去というのにも必要ではないかということが指摘されております。ウクライナの皆さんの安全な暮らしを取り戻していく、またウクライナは非常に穀物の輸出国でもありますので、ウクライナの食料の輸能力を回復させていく、こういった面でも地雷の除去というのは非常に重要な支援になってくるというふうな考えをしております。

日本として、この地雷の除去に関してどのような支援を行っていくのか、現在の取組を含めて御説明をいただきたいと思っております。
○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、ウクライナへの復旧復興を進めていくという前提といたしまして、地雷、不発弾対策は重要な課題と認識しております。

日本といたしまして、本年一月に、長年地雷除去を支援してきたカンボジアと協力の下で、カンボジア及び日本の双方におきまして、ウクライナ非常事態庁の職員に対して、日本が供与する地雷探知機、ALISというのがございますけれども、こちらの使用訓練を行うとともに、地域コミュニティに対する地雷リスクに関する啓発活動についてのノウハウ、経験を伝える研修を実施

し、既にしたというところでございます。

今後、非常事態庁に対する技術協力を継続するとともに、地雷探知機、地雷除去機、建機等の供与を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほど農業の重要性といったようなことも御指摘ございましたけれども、ウクライナの基幹産業である農業生産力や輸出力の回復を図るべく、今月、ウクライナ産のトウモロコシ、ヒマワリの種を調達いたしました。経営者が女性や若者の農家を優先して供与するという支援を実施いたしました。

今後も、地雷対策とも連携図りながら、農業の回復に必要な資機材等の整備を支援してまいりたいと考えております。

○浜口誠君 ありがとうございます。しっかりと現地のニーズも受け止めていただいて、支援の継続をお願いしたいというふうな思いをいたします。

続きまして、沖縄関連についてお伺いしたいと思います。
昨年の年末、安保関連の三文書の改定もございました。また、今年一月には外務、防衛の担当閣僚、いわゆる2プラス2の会合で共同文書というのを取りまとめられております。この文書の中には、在沖縄の海兵隊の部隊の改編ですとか、あるいは南西諸島を含む地域の日米の施設を共同で利用していくことを拡大させていくとか、あるいは共同の訓練、演習を増加させていく、こういった方針が共同文書の中にも織り込まれております。

沖縄の皆さんからすると、こういった状況の中で沖縄の基地負担というのがこれからますます重くなるんじゃないかと、こういった心配の声も寄せられております。こうした状況に対して、林大臣としての御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) このインド太平洋地域の安全保障環境、これが一層厳しさを増す中で、この在日米軍は我が国の防衛のみならずインド太平洋地域の平和と安定のために極めて重要でございます。そのような在日米軍の安定的な駐留のため

には、もとより地元の御理解と御協力が必要不可欠だと考えております。

今お触れになっていただきましたこの一月の日米2プラス2の共同発表におきましても、この在日米軍再編の着実な実施、そして地元への影響を軽減することの重要性と、これを再確認をしておるところでございます。

外務省といたしましては、日米同盟の抑止力、対処力の強化とともに沖縄を始めとする地元の負担軽減に全力で取り組んでおりまして、在日米軍再編、また米軍の運用をめぐる課題について、米側と連携して一つ一つ前に進めていきたいと考えております。

○浜口誠君 是非、沖縄の基地負担の軽減、先ほど大臣、御答弁の中にも触れていただいておりますけれども、今の環境変化踏まえると、なかなかそういう方向に本当に行くのかという心配の声が大きいというのも、これまた事実だということも思っておりますので、是非沖縄の皆さんの意見にもしっかりと耳を傾けていただいて、引き続き現地の理解と協力がやっばり極めて重要だということに思っておりますので、御対応をお願いしたいと思っております。

一方、沖縄はずっと四十七都道府県の中で自然増で人口が増えてきている県だったんですが、直近二〇二二年の統計によりますと、初めて沖縄も年間を通じて人口が減ったという状況になってきております。沖縄のこの人口が減ったことに対しての、岡田大臣、どのように受け止めておられるのか。また、今後、この沖縄の人口減少が一過性のものなのか、継続して人口が減っていくのか注視していく必要があると思っております。今後、沖縄の社会が人口減少社会に変わっていったとしても、沖縄の経済をどのように動かしていくのか、回していくのか、大臣としての御所見がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(岡田直樹君) 御指摘のとおり、令和三年十月一日から令和四年の九月三十日の一年間における人口動態、六百九十八人の自然減となりまして、今回初めて自然減に転じたところであります。こうした人口の減少が目前に迫る中で、やはり強い沖縄経済を実現していくためには労働生産性の向上ということが極めて重要であり、人材育成に向けた諸般の施策の実施を通じてこれを支援しております。沖縄型産業中核人材育成事業とか沖縄県の観光人材育成・確保促進事業、こういった県や市町村が実施する人材育成事業にも一括交付金によって支援をしているところであります。沖縄振興の鍵となるのは、やはり担い手となる人材の育成、確保でありまして、各分野において次代の沖縄を担う有為な人材を確保していくためにも、こうした取組を通じて、長期的な視野の下で人材育成の充実につかり取り組んでまいりたいと存じます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今年も北方領土返還要求大会が、東京でも開かれましたし、根室でも開かれました。東京には私も参加していましたが、元島民の皆さんや二世、三世の皆さんの思い、もう一日も早くこの北方領土返還への、早い解決をということで決意が語られました。今日は、その中でも漁業交渉に関わって、まずお聞きをします。

口口の漁業協定のうち、一月に、ロシア側が一方的に交渉に応じないとした安全操業、ここではスケソウダラが漁期内に妥結が見通せなかったというところで国からの支援がされましたけれども、まず水産庁にお聞きをします。この支援策の内容はどのようなものだったでしょうか。

○政府参考人(藤田仁司君) 今委員御指摘のように、現在、スケトウダラ刺し網漁業については本年の操業ができなかったというところでございまして、日口漁業協定関係漁業者対策事業による支援を実施しているところでございます。支援の具体的な内容としましては、協定水域での操業ができないため、漁場ですとか漁獲対象魚種の転換を余儀なくされた漁業者に対し、漁場転換等の取組に必要な経費の支援を行うものであります。

○紙智子君 昨年の十月から今年一月のタコ漁について言うと、これロシア船の競合とか天候の影響もあって、前浜で実施はされたけれども漁獲は僅か九トンということで、本場に少ないものだったんですね。現在も妥結が見通せていない状況ということでは、秋の漁への不安も拭えないわけです。苦しむのはいつも漁業者だと、廃業せざるを得ない人もいます、こういう根室の漁師の皆さんの声が寄せられているわけなんですけど、岡田大臣にお聞きをしますが、何らかの対策が必要だと思われませんか。

○委員長(三原じゅん子君) どなたがお答えになりますか。

○政府参考人(藤田仁司君) タコの空釣り漁業、これにしましては十月以降の操業期間が主漁期でございます。引き続き、このタコ空釣りにつきましては操業機会の確保が重要であるというふうな考えでございます。

その上で、漁業交渉の影響によりまして十月以降も関係漁業者の操業ができなかった場合には、その影響を分析した上で、漁業経営が維持できるような適切な支援を検討してまいります。

○紙智子君 大臣にせっかく聞いたのに。

○国務大臣(岡田直樹君) 北方領土隣接地域は返還運動の拠点でありまして、水産業を始めとする地場産業の振興など、この地域の振興と住民生活の安定を図ることは大切な課題と考えております。

この委員御指摘のタコ漁を始め、水産業に関する対応は農林水産省において所掌しており、同省

において状況に応じて必要な対応を検討していくものと承知しておりますが、内閣府としても、水産業を含めた隣接地域の振興が図られるように、農林水産省を始めとする関係省庁と連携してまいりたいと存じます。

○紙智子君 サケ、マスなどの交渉もまだあるわけで、早期解決のための外交努力というのは、もちろんこれが一番大事なんですけれども、万が一にも妥結の見通しが無い場合は十分な補償を是非求めたいということをお願いいたします。

次に、PFASについてお聞きをします。一月に、本委員会の派遣で沖縄県に行きました。そのときに、宜野湾のちゅら水会、それから有機フッ素化合物(PFAS)汚染から市民の生命を守る連絡会の皆さんから水質や土壌汚染の調査や住民の血中濃度の調査などについて伺いました。それで、発がん性が疑われるPFAS化合物は残留性が高い。生体内に蓄積されやすいこと、分解されないために自然環境中に長期間残留することが指摘されているわけです。現在、このPFASは要監視項目になっていて、暫定目標値は五十ナノグラム・パー・リットルというところで

環境省が公表している資料によると、各都道府県で実施した二〇二一年度の調査結果では、沖縄県を除いて全国で八十一か所にわたり暫定目標値を上回っている。全国的には、水質や土壌調査や飲用水、それから血中濃度など、基準値の確定が必要な状況になっているということです。

そこで、環境省にお聞きするんですけども、沖縄県で二〇一六年から二〇二二年まで調査を実施しています。二一年の夏季では三十二か所、二二年は二十七か所と、測定地点の半分以上が暫定目標値を上回っています。

お配りした資料を御覧いただきたいと思うんですけど、これ、普天間基地周辺や嘉手納飛行場の周辺で測定しているところは暫定目標値五十ナノグラム・パー・リットルを上回っているところなんです。

○紙智子君 大臣にせっかく聞いたのに。

○国務大臣(岡田直樹君) 北方領土隣接地域は返還運動の拠点でありまして、水産業を始めとする地場産業の振興など、この地域の振興と住民生活の安定を図ることは大切な課題と考えております。

赤線で囲んでいるところは、これ、嘉手納町ではとりわけ暫定目標値を大きく上回って高い値だと。この中にありますヌールガーというのは、令和三年と四年の差で四・七四倍にもなっている。それから、屋良ヒージャーガー、これは二千二百とありますけど、目標比の四十二倍にもなっているんですね。

こういう高い数値を示していることに対しての御認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(針田哲也) お答えいたします。

沖縄県が行った調査結果によれば、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の湧水などから国の暫定目標値を超えるP F O S及びP F O Aの数値が検出されており、沖縄県議会においても、沖縄県議会において、沖縄県は両飛行場がP F O S等の汚染源である蓋然性が高いと考えているというふうな説明をしているというふう聞いております。沖縄県としては、暫定目標値を超過した地点については、環境省と厚生労働省が策定した手引に基づいて飲用しないよう県民に周知しているというふうな承知しております。

P F O S等に関し、環境省といたしましても、引き続き、環境中のモニタリング結果を注視するとともに、今年一月に設置した専門家会議での議論の結果を基に、国民の安全、安心のための取組を進めていきたいというふうな考えております。

○紙智子君 県の企業局は、この発生源というのは嘉手納基地の可能性が高いということで、要するに基地による蓋然性が高いというようにしているわけですよ。汚染が拡大する可能性も否定できない。住民からは嘉手納基地の調査要請というの、外務省も御承知のとおりだと思っております。当然の要求だと思っております。

そこで、大臣、嘉手納基地内の調査が、これなぞできないのでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) このP F O S等をめぐる問題につきましては、嘉手納町を始めとして地元住民の皆様が大きな不安を抱えておられると承知をしております。関係省庁とも連携しながら政

府全体として真剣に取り組んでおるところでございます。

環境補足協定におきまして、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合に、米側からの通報を受けて立入り申請を行うこととなっております。嘉手納飛行場周辺における高濃度のP F O S等の検出については、過去にP F O S等が使用されたり漏出したりした可能性を示すものであっても、環境補足協定に規定された環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合には該当しないところでございます。

一方で、米側から通報がない場合であっても、日本側として、米軍施設・区域に源を発生する環境汚染が発生し地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由のある場合には、別途、既存の日米合同委員会合意に従って米側に調査要請や立入り許可申請等を行うことが可能でございます。

沖縄県から嘉手納飛行場の立入りに関する申請が出ておるといことは承知をしております。該申請が出ておる旨を伝達をしておるところでございます。

また、本年一月に行われた日米2プラス2におきましても、私から環境に係る協力強化を要請しまして、日米間で環境に係る協力強化することを確認したところでございまして、外務省としても、米軍施設・区域内外の環境対策が実効的なものとなるように、環境省を始めとする関係省庁と連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○紙智子君 通報がなくても合理的理由があればできるというわけですよ。しかも、今年の2プラス2でも確認しているという。だったら、なぜできない状態になっているんですかね。

二〇一六年に嘉手納基地に隣接する北谷の浄水場でP F A Sによる汚染が確認されたから、もう七年たっているんですよ。対策のための、この吸着効果があるということで、粒状活性炭、これに

よる除去、改良事業が二〇一九年から五か年計画でやってきているんですけど、沖縄県としては十六億円の総工費を計上しているわけです。そのうち三分の二が防衛省の補助金で賄っているというんだけれども、この飲用水が汚染されていることを知って、基地に起因すると疑われているわけですから、調査できないということ自体がおかしいと思いませんか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、この補足協定に基づき、現に発生した場合、それから、この既存の日米合同委員会合意に従ってこの申請を行う場合、両方あるわけでございます。まさにそうしたことに従って沖縄県から申請が出ておるといことは承知をしておりますので、米側に対して、様々な機会を捉えてこの当該申請が出ておる旨を伝達をしておるところでございます。

○紙智子君 なぜできないのかということの回答がないんですよ、今その交渉していると言っているだけ。

やっぱり、市民団体だけじゃなくて県の企業局からも立入り調査が、申請するんだけど拒否されてきている。それで、血中濃度が高い値が出た方々は、このP F A Sが利用されてからずうっと暴露され続けているということなんです。ですから、調査ができないまま住民の命が危険にさらされ続けているということなんです。玉城デニー県知事はこの三月にワシントンに飛んで、政府や連合議会の関係者にもそのことを伝えて、何とかしてほしいんだということを報道されているわけですよ。

七三年に日米の合意があるわけけれども、これ結局アメリカが認めなければ立入り調査ができないんじゃないかと、申請ができないと。環境補足協定、この中でも通報がなければ調査できないことになっていて、まあなくてもできるというんだけれども、実際上は原因究明のためにさえもできないということでは、やっぱりこういう問題点をちゃんと改定しなきゃならないんじゃないかと。

環境補足協定や七三年の合意も改定すればできるんじゃないかと思うんですけど、改定するつもりはありますか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げたとおり、米側との間で環境補足協定、日米合同委員会合意など環境に関する日米間の枠組みが存在しておるところでございます。

政府として、地元の方々のこの御懸念、御関心に応えられるようにこうした枠組みが運用されていくことが重要であると考えておまして、本年一月の日米2プラス2において、環境に係る協力強化、これを要請して、日米間で環境に係る協力を強化するということを確認をしたところでございます。

外務省としても、米国及び関係省庁と引き続き連携してまいりたいと考えております。

○紙智子君 今年2プラス2で確認したというんですけど、じゃ、すぐそれは変わって現れるんですよ。直ちに、今年、その2プラス2で確認した以上、今年ちゃんとされますというふうな答えられますか。

○国務大臣(林芳正君) まさに、我々として、この地元の方々の御懸念に応えられるようにこうした枠組みがしっかりと運用されていくということが重要だと考えておりますので、2プラス2、また累々の機会を捉えて米国や関係省庁と連携してまいりたいと思っております。

○紙智子君 時間が来てしまったので、ちょっと岡田大臣にも聞こうと思つたんですけど、残念ながらできませんが、やっぱり原因究明もできない、その大本の地位協定、そして七三年の合意、こういうものについてやっぱり米側の具体的な義務を課す内容をちゃんと盛り込むように改定すべきだということを強く申し上げまして、質問を終わります。

○大島九州男君 大島九州男でございます。

今、沖縄宜野湾市の普天間基地周辺で問題になっているベルフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物、いわゆるP F A S、自然

界で分解されるのに数千年を要して、アメリカ環境保護庁が人体に悪影響を及ぼす可能性がある物質として基準値を定めています。

二〇二〇年四月十日、普天間飛行場内の消火設備から基地外に約十四・四万リットルが流出し、アメリカ側は、四月二十四日に、汚染の可能性があると消火剤が漏れ出した格納庫周辺の土壌を除去しました。

さて、二〇二二年九月、市民による土壌調査では、普天間第二小学校の三つの地点で土壌を採取し、このうち学校裏の排水溝近くからは一キログラム当たり千七百ナノグラム、運動場のバックネット裏付近からは千ナノグラムの高濃度PFASが検出されました。日本では基準値が定められていないと認識していますが、アメリカの環境保護庁は一キログラム当たり三十八ナノグラムの基準を設けていますので、この市民の調査でとんでもない実態が明らかになったと言えます。

これまでも、沖縄のアメリカ軍基地の周辺では有害性が指摘されるPFASが高い濃度で相次いで検出されていて、県は基地の影響である蓋然性が高いとして基地での調査を求めています。沖縄県で最も深刻なPFAS汚染を受けているのが普天間基地を抱える宜野湾市。宜野湾市は県内屈指の湧水の名所で、カーと呼ばれる湧水が市内に百九十九か所もあり、チューンナーガーは国指定重要文化財に指定をされているほどであります。

北谷浄水場のPFAS汚染は、主に取水源である嘉手納基地内の井戸水や河川が原因と見られています。宜野湾市の場合、それに加えて普天間基地からの地下水、湧水汚染にも悩まされています。状況です。沖縄の大動脈国道五十八号線沿いの市内大山地区では、その豊富な湧水を活用したレコンなどの農業が盛んに行われていますが、その湧き水が汚染をされている。

この事実を受けて、環境省、厚労省、外務省、防衛省はどのように受け止め、対策しているのかを教えてください。

○大臣政務官(吉川ゆうみ君) お答え申し上げます。委員御質問いただきましたPFOS等をめぐると問題につきましては、地元住民の皆様が大きな不安を抱えていらっしゃるというふうに承知をいたしております。関係省庁ともしっかりと連携をしながら、政府全体として真剣に取り組んでいるところでございます。

また、政府といたしましては、このPFOSをめぐると問題については、これまで米国環境保護庁あるいは米国防省などを含めて様々なレベルで米国とのやり取りをしてきているところでございます。

一月の日米2プラス2におきましては、この環境に係る協力を強化することを承認したところでありまして、外務省といたしましても、こうした動きを踏まえながら、米国及び関係省庁と引き続き連携を取ってまいります。

○大臣政務官(柳本顕君) 米軍基地周辺でのPFOS等が大きな関心事となっております。関係自治体や地元住民からは不安の声や目標値の検討等を求める声が上がっていることを承知しております。

一方で、現時点では、PFOS等の有害性については知見が不十分であり、目標値等について国際的にも様々な議論が進んでおります。環境省では、こうした状況を踏まえまして、本年一月に専門家を設置いたしました。この専門家を議論を深めていただき、その結果を基に国民の安全、安心のための取組を進めてまいります。

○大臣政務官(木村次郎君) PFOS等をめぐると問題については、地域住民の皆様が不安を抱えていることを受け止め、政府全体として取組を進めております。

その上で、現時点において、PFOS等の検出と在日米軍との因果関係について確たることを申し上げることは困難です。

また、沖縄県からは、嘉手納飛行場等の周辺

河川等からPFOS等が検出されていることを受け、汚染源を特定するため、これら施設への立入調査を要請されております。この要請については、様々な機会を捉えて米側に伝えていきます。

本年一月の日米2プラス2においては、環境に係る協力を強化することを確認したところであり、引き続き関係省庁と連携しながら対応してまいります。

○大島九州男君 そんな悠長なことを言っていてよろしいんでしょうかということですよ。あのね、米軍は二〇二一年にPFOSを含む水の下水道への放出を開始した。その理由は何かと言ったら、米側は日本側に、汚染水は業者に委託して処分してきたけれど、財政負担が大きいから飲料水レベルまで下げて下水道に流すなんていう、そういう説明をしている。

それから、過去に米国ではこういうことが起こっているんですよ。PFOAとPFOSの製造業者であるスリーエム、そしてその、スリーエムからPFOAの供給を受けているテフロンを生産したデュポン社の二社、これ、いずれも数十年前からPFASの問題について認識をしていたが、監督機関への報告を行わなかった。

最初は動物実験からもたらされた一九五〇年です。スリーエムの科学者は、マウスを使った実験でPFASが動物の血液中で蓄積するということを確認した。

一九六〇年代、もう私が生まれた頃ですよ。デュポンがラットやウサギの肝臓に影響を及ぼしていることを発見した。

一九七〇年代、PFASの安全性について、スリーエムの科学者たちの間で懸念が高まったことから、実験は高価な大型動物の猿を使ったものから引き上げられ、PFOAは猿の免疫系に損傷することが疑われ、PFOSは高濃度に曝した動物は全て死んだというんです。一九七八年まで十PFOSを毒物と認識すべきという内部向けの機

密メモを記し、しかし監督機関への報告は行わず、大規模な製造を続けた。これ、何かどっかで見たことないですか。水俣と同じような状況じゃないですか、これ。

動物だけじゃないんですよ。スリーエムとデュポン社は徐々にPFASが人間にも危害を及ぼすことに気付く、そしてデュポンは、ごく少量のテフロンを塗ったたばこを用いたポランテアによる人体実験を着手したら、被曝者は悪寒、発熱症状を発して、それをテフロン熱と称した。

そして、一九七八年に、スリーエムは自社の労働者の血液中からPFOAを検出したことをデュポン社に対して警告し、その翌年、デュポンはテフロン工場で働く社員に肝障害の可能性があると発見したというんですよ。

二十世紀が幕を下ろす頃、デュポンとスリーエムはPFOSの危険性を顕著に示す膨大な資料が積み上がった。この化学物質は血液中に蓄積し、臓器や胎児に影響を及ぼし、がんの原因になる可能性が顕著だった。だから両社はこうした発見を公表しなかったというんですよ。

その原因でPFOAに曝した人たちは、デュポンの資金を、定期的な健康診断を続けると病気になるという仕組みをつくって、長く続く法廷闘争を闘って、二〇〇四年ですよ、デュポンは三つの部分から成る賠償金の支払で和解した。

まさにこういう健康被害を起こすようなことをやって、それで、PFOS、PFOAがこういう、大変な問題であるというのには認識しているんですよ、米国は。だから、汚水、汚染された土なんかを自分たちではあつと除去して、それで除去した後に調べてくださいみたいな、立入調査をさせますよみたいな、そういうばかげたことをやっている米国に対して、なぜもつと厳しい姿勢で臨まないと。皆さん、日本国民の代表者で

しょう。防衛省とこの間話していたら、何か米国の、米軍の代弁をするようなことを言っているんで、あんだ、そんなこといいのいかと、日本国

の国民の生命と財産を守るのがあなたたちの仕事でしよう、私はそれを言いたいわけですよ。

結局、妊娠高血圧症並びに妊娠高血圧腎症、精巣がん、腎細胞がん、甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎、高コレステロール、こういったものに影響があるというふうに米国で言っているからこの基準をどんどん厳しくしようとしているんじゃないか。これを健康調査、まさに水俣病もそうですけども、知見を取っていつて経過を見ていくという住民健康調査をする必要があると思うんですよ。

岡田大臣、沖繩担当大臣として、健康調査というものは必要だろうというふうに思うか思わないか、言ってください。

○国務大臣(岡田直樹君) P F A Sの対策については、これまで関係省庁から答弁があったように、関係省庁において国内外の最新の科学的知見等を収集し、P F A Sに係る水質の目標値等を検討していると承知しております。

内閣府としても、沖繩振興を担う立場から、引き続き関係省庁と情報共有を図りつつ、これらの取組をしっかりと注視してまいりたいと存じます。

○大島九州男君 これ、いろいろ調べると、私もいい勉強になったんですけど、このP F O Sって焦げ付かないフライパンや炊飯釜とか油っこい食べ物を含む包装用品、撥水加工の衣料やタッチスクリーンを滑りやすくするために使われて、軍民問わず、空港でも火災で瞬時に消止められるP F A S配合の泡消火器が備え付けられたと。もう非常に身近なんですよ。だから、全国、環境省調査しているというのはいやっぱりこういうことで、いろんなこれを製造するような工場とかから出てきているんですよ。

これ、永遠の化学物質と違って千年も掛かるわけだから、フォーエバーケミカルというニックネームが付けられるぐらい非常に危険な物質だということでは全世界で今認識をされているわけですよ。日本は、基準もありませんとか、そんなこと

でいいんですか。水俣で、熊本の水俣、そしてそれを放置して新潟水俣、これを起こして、そして今回はまたP F A Sで国民の健康被害を及ぼすような結果を出すんですか。

だから、未然に防ぐためにやらなきゃいけないんでしょ。政府の仕事はそういうことじゃないですか。いやいや、2プラス2でとかね、要請していますよと。結果は原因があるからあるんですよ。じゃ、原因は何か。原因は米軍でしょう、もう。米軍から大量のこういうものが出ています。だから、まさに沖繩、本島、沖繩をまず一番最初にやらなくてどうするんですか。

いや、これ北谷町では独自の住民調査に踏み出そうと、町長が、どういう仕組みがいいのか、どういう形でやったらいいのかということを探している。それは、国とか県が調査を始めるということになったときに、自分たちは早めにそういったことを取り組んでおくと、国やそういう県の調査に非常に役に立つんじゃないかと。すばらしいじゃないですか。こういうところをしっかりと支援をして応援をするぐらいの気持ちがないと、沖繩担当大臣としてはやっぱり良くないと思うんですよ。

大臣、是非そういう前向きな話をしてください。住民健康調査やってください。

○国務大臣(岡田直樹君) 沖繩振興を担う立場から、一般論として申し上げれば、沖繩振興を進めるに当たっての大前提として、住民の方々が安全、安心に生活できることが大変重要であることは言うまでもございません。

こうした考えの下で、内閣府としても、先ほど申し上げたように、関係省庁と情報共有を図りつつ、それぞれの省庁の取組の具体的な内容や進捗についてしっかりと注視してまいる考えであります。

○大島九州男君 引き続き、住民健康調査をしっかりとやっていただくことを要望すること、米軍

にしっかりと責任を取らせることを求めて、我々はどうやって質問を続けてまいりますので、外務大臣も今後ともよろしくどうぞお願いします。

以上で終わります。

○高良鉄美君 沖繩の風の高良鉄美です。先ほど来からありますけれども、是非、人権に関わるような問題については十分国の責任でやるということ、沖繩の振興の予算という問題じゃなくて、そこにやっていただきたいと思えます。

今日は、昨年五月十五日、沖繩県は本土復帰五十年を迎えました。沖繩県議会で、この日米地位協定の抜本的改定という、これを盛り込んだ決議が全会一致で行われたわけです。一方、参議院では、この地位協定の記述をめぐって復帰関係の決議が合意できなくて、本会議決議が見送られました。

そこで、本日は、この県民が、沖繩県民が長く苦しんできた要因の一つということで、日米地位協定について質問をしたいと思えます。

新たな国家安全保障戦略の冒頭、これは、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値と、こういった記述があるわけです。この普遍的価値という言葉、これは新たな防衛三文書や今後のこの日本の外交におけるキーワードの一つになると言っていると思います。しかし、日米の両政府がこの普遍的価値を共有しているということ、あるいは本当に大切にしているのかというのが、日米協定をめぐる諸問題を見るのとちよっと疑問が出てくるわけです。

そこで、普遍的価値のうち、民主主義の観点からまずお伺いしたいと思えますけど、米軍機が米軍施設外で墜落事故を起こした場合を題材に質問したいと思えます。

現状では、墜落した米軍機について日本側は捜査ができません。その根拠は、日米合同委員会の合意議事録において、日本国の当局は、合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又は検証を行う

権利を行使しないとあるからです。権利を行使しないということは、日米両国の議会で承認された条約であるこの日米地位協定では日本側に捜索等を行う権利があるというふうに理解されるわけです。

条約で日本に認められた権利を、国会に断りなく、日米合同委員会での日本側の高級官僚とそれから在日米軍の高級軍人との議論だけで、あるはずの権利を行使しないとしてしまったわけですね。内容について問うと議論が拡散しますので、ここでは手続についてお伺いしています。

林外務大臣の方にお伺いしますが、国会に断りなくというような形で条約上の権利を行使しないことについて、普遍的価値の重要な一内容である民主主義に照らして適切であったと思われるでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 日米地位協定の二十五条によりましてその設置が規定されております日米合同委員会、これは、同協定の実施に関して日米間の協議を必要とする全ての事項に関して協議を行うための両政府間の機関でございます。

この合同委員会における日米間の合意、これは日米地位協定の実施に関する合意であることから、そもそも同協定に抵触する内容が合意されるということは想定をされず、また我が国の国内法に抵触する内容の合意を行うことは想定されないと考えてございます。

まさに、そういった手続、政府としては、こういった取組を通じて引き続き丁寧に国民の皆様説明するように努めてまいります。

○高良鉄美君 想定されないとすると、憲法違反の法律なんというのは想定されないわけですね。そういうことを考えますと、この合同委員会の中の議論というのは何か問題はないのかということなんです。

今のは、手続的に言うと、やはり国会で批准をした地位協定ですよ。そこでは権利行使がある

と言っているけれども、この2プラス2あるいは日米合同委員会のようなところでは、これはちよつと違った解釈というんですか、行使できるものを行使しないというようなことがあるわけなので、是非この民主主義の問題について普遍的価値としてしっかり捉えてほしいと思います。

次です。基本的人権について、これも普遍的価値ということですから、先ほどからずっと出ていますこのPFASの問題についてお伺いします。米軍基地に由来すると疑われるこのPFAS汚染ですが、日本側による米軍基地への立入り米軍の同意がない限りできないこともあって、汚染の除去以前に原因の特定もなかなかできていない状況です。先ほど来あります。米軍による意図的な排出もありました。

これ、資料御覧ください。二〇二一年八月二十六日、米軍は、普天間基地に保管されているPFASを含む汚染水約六万四千リットルを、日本政府や地元自治体の同意なく一方的に下水道に放出しました。当時、日米両政府はこの汚染水の処理方法について協議をしている最中、継続中です。地元自治体は、この処理は焼却処分をということ要望していたわけです。そんな中での放出でした。

また、沖縄タイムスが米国の情報公開法を通じて入手した報告書によると、二〇一八年五月から二〇二一年一月の間に米軍嘉手納基地で泡消火剤に関する九件の事故があり、そのうち八件がPFASに係る事故でした。いずれも日本側には報告されていません。これ、四枚目ぐらいに書かれていますと思います。

さらに、PFASに限らないのですが、米軍普天間飛行場の環境事故対処ハンドブックには、緊急でない事故が政治的に注意を要する事故は日本側に通報しないようにということが記載されています。これも資料にあります。

ちなみに、ドイツでは米軍の対応は随分違うんです。米陸軍が使用するカッターパツハ飛行場で高濃度のPFOS汚染が問題となつて、二〇一九年からアメリカ陸軍が調査を開始し、二〇二〇年には浄化作業を開始したようです。いずれも米側の費用負担です。

このPFASに汚染された地域に住んでいる、あるいはPFASで体が汚染されてしまった日本国民、あるいは、逆に言うとドイツのような、何で主権を行使しないんだと、そういう立場になつてちよつと考えてみていただきたいと思ひます。今述べたような対応をする米政府、そして有効な手を打とうとしない日本政府が基本的人権という普遍的価値について説得力あるような説明をしているかどうか、伺いたいと思ひます。林大臣、お願いします。

○国務大臣(林芳正君) PFOS等をめぐる問題につきましても、先ほど来御議論をいただいておりますが、この地元住民の皆様が大きな不安を抱えていると承知をしております。関係省庁とも連携しながら、政府全体としてこの問題に真剣に取り組んでおるところでございます。

現在、米国内においてもPFOS等の規制に関して議論が行われていると承知しております。また、日本国内においても関係省庁において対応の在り方を検討している最中と承知をしております。

外務省としても、これまで米環境保護庁や米国防省を含めて様々なレベルで米側とやり取りをしております。本年一月に行われました日米2プラス2においても、私から環境に係る協力強化、これを要請し、日米間で環境に係る協力を強化することを確認したところでございます。

日米間では、環境に関する協力の枠組みとして環境補足協定、そして日米合同委員会合意が存在しておりまして、在日米軍はこれまでもPFOS等の漏出が起こつた際には日米間の合意に従つて

日本側に通報を行つてきておりまして、地元からの要望がある場合には、環境補足協定に基づき、地方自治体とともに米軍施設・区域内への立入り等を実施してきております。

日米は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった基本的価値を擁護してきております。PFOS等の問題に対応する際にも、日米で連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○高良鉄美君 やつぱり、日本の国是もそうでしょうけれども、アメリカの民主主義、人権、自由と、そういったことをきちんと日本側から訴えて、この人権の問題として、その環境の問題、ひいてはもう人権の問題ということで捉えていただきたいと思ひます。

最後に、新たなこの三文書の策定に伴つて、政府は防衛力の抜本的強化を行うとしております。防衛費は大幅に増額され、反撃能力も保有します。反撃能力用のアセットは相手国の攻撃目標になります。この反撃能力の行使に活用されるスタンダードオプ防衛能力について、国家防衛戦略の十七ページで我が国の様々な地点からというふう述べてあるんですね。そうすれば、相手国の攻撃目標になるのは南西諸島に限らず、様々な本土の場所も含むこととなります。日米安全保障体制の中の日本の役割が増えてしまふ、まあ増えていくわけですね、もう今の状況で。かつ、本土を含む日本の領域が戦場になるリスクも大幅に増える。

こういうことを見ますと負担が増えるわけで、米側に、これを問題として、日米地位協定による日本の負担を減らすように求めるこれいいじゃないですか。ここで言わないでいつ言うんですかと、今でしょ、ということなんです。

しかし、安保三文書の改定を契機に、例えば今年2プラス2ですね、一月にあった、あるいはもう日米首脳会談で、この日米地位協定の改定を

提起したという話は聞きません。安保三文書の改定を契機に米側にこの地位協定改定を提起することを検討したことがなかったのかと、この際、林大臣に伺います。

○国務大臣(林芳正君) この外交上のやり取りの詳細は差し控えたいと思ひますが、政府としては、これまでも米側と様々なやり取りを行いながら、事案に応じて効果的に、かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて一つ一つ具体的な問題に対応してきておるところでございます。

○高良鉄美君 この日本側の姿勢というのが非常に問われるのは何かというと、主権なんですよ。主権というのは、英語ではもちろんソブリンですよ、そしてドイツ語でもホーハイトですよ、高権。最も国の中で高い権利、権限の問題ですよ、主権というのは。このような考えでアメリカ側と交渉しているのかという問題です。

先ほどもありました、沖縄県民以外でももちろん今PFOSの問題あります。そこをやつぱり人権の問題として日本がどう言うかということですね。それはもう毎回、沖縄の場合の、事件、事故起こる場合に、言ったんですかとと言うと、はい、伝えましたと、で、今問合せ中ですよ、と、はい。

そうではなくて、やつぱりこの普遍的価値というのは世界中が持っているというふう思うんですね。そういう普遍的価値を共有する、ほとんど、何ですか、G7の先進国でもそうでしょう、そういう中でいいますと、この普遍的価値として主権というのは絶対譲れない権利というのが、これはヨーロッパでの常識なんです。だからドイツではああやって調べる、そして文句を言ひ、自分の費用でやれと言って米側がやるわけですよ。その主権というのをしっかり持っていたかいたと思ひますので、今後、是非、この主権と独立を大切にしているのであれば、この機会に、この

地位協定というのは一九六〇年ですよね。その前の名前からいうと、一九五二年で行政協定という名前ですから、今何十年たっているんだと。変わっていないんですよ。

それをやっぱりしつかりやっていただきたいなと私は思っています。是非とも、憲法の中でも、他国と対等に立とうとすると、主権を大事にして、ということがありますので、これをしつかり守っていただけるようお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(三原じゅん子君) 以上をもちまして、令和五年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、政府開発援助関係経費、内閣府所管のうち内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部及び沖縄総合事務局並びに沖縄振興開発金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十九分散会